

## 付則 2 – アンチ・ドーピング規程

### はじめに

#### 序論

本アンチ・ドーピング規程は、World Sailing（国際セーリング連盟）の*世界アンチ・ドーピング規程*に基づく責任と、スポーツにおけるドーピングを根絶するための World Sailing の継続した努力の促進に従い、採択され実行される。

本アンチ・ドーピング規程は、スポーツを行う上での条件を規定するスポーツの規則である。

本規則は、アンチ・ドーピングの原則を世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的としており、刑法および民法とは本質的に異なるものである。

本規則は、刑事および民事の手続きに適用される、いかなる国家の条件や基準にも規制されたり、その対象にされたりすることを意図していない。

すべての法廷、仲裁裁判所およびその他の審判機関は、一定の事案に関する事実や法律の検討を行うにあたり、*世界アンチ・ドーピング規程*を実行するアンチ・ドーピング規則が特異な性質を有すること、およびこれらの規則が公正なスポーツを守り、確かなものにするために必要であると、世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重しなければならない。

本規程に規定されるように World Sailing は、*ドーピング・コントロール*のあらゆる側面を行うことに対して責任を負わねばならない。

World Sailing、ドーピング管理やアンチ・ドーピング教育のあらゆる側面についても国際検査機関のような*委託された第三者機関*に委託することができるが、委託するアンチ・ドーピング機関は、*委託された第三者機関*に対して、それらの側面を本規程、*国際基準*および本アンチ・ドーピング規程を遵守して行うよう義務づけるものとし、当該アンチ・ドーピング機関は、委託された側面が本規程を遵守して行われることを確保することに完全な責任を負い続けるものとする。

World Sailing が*ドーピング・コントロール*の一部またはすべてを実施する責任を*委託された第三者機関*に委託した場合、本規則で World Sailing に言及しているものは、前述の委託内容に適用または範囲内である場合、すべて*委託された第三者機関*への言及として意図されるべきである。

World Sailing は、本アンチ・ドーピング規程を遵守して行うよう委託された側面を確実にする全責任を常に保持している。

本アンチ・ドーピング規則に斜体で示される用語は、付属文書 1 で定義されている。

特別の定めのない限り、規程への言及は、本アンチ・ドーピング規則の規程への言及である。

#### 世界アンチ・ドーピング規程の基本原則と World Sailing アンチ・ドーピング規則

アンチ・ドーピング・プログラムは、スポーツ固有の価値に基づいている。この固有の価値は、しばしば「スポーツの精神」と呼ばれる。これは、各*競技者*に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を倫理的に追求することである。

アンチ・ドーピング・プログラムは、*競技者の健康を保護し、禁止物質または禁止方法を使用すること無く、人間の卓越性を追求する機会を競技者に付与することを求めている。*

アンチ・ドーピング・プログラムは、世界に対し、規則、他の*競技者*、公正な競争、公平な競技の実施、およびクリーンなスポーツの価値を尊重することにより、スポーツのインテグリティを維持することを求めている。

スポーツの精神は、人間の魂、身体および心を祝福するものである。それはオリンピズムの真髄であり、次に掲げる時効を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

- ・健康
- ・倫理観、フェアプレーと誠意
- ・本規程に規定されている *競技者の権利*
- ・卓越した競技能力
- ・人格と教育
- ・楽しみと喜び
- ・チームワーク
- ・献身と真摯な取り組み
- ・規則・法を尊重する姿勢
- ・自分自身とその他の *参加者*を尊重する姿勢
- ・勇気
- ・共同体意識と連帯意識

スポーツの精神は、我々が以下にプレイ・トゥルーを実現するかという点に表現されている。

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

#### アンチ・ドーピング規則の適用範囲

このアンチ・ドーピング規則は、以下に適用されなければならない。

(a) 以下を含む World Sailing

(i) World Sailing 規程の支配下にある World Sailing の次のすべての人

- a. World Sailing 役員のメンバー
- b. World Sailing カウンセルのメンバー（代替要員を含む）、委員、委任者、または作業部会
- c. World Sailing レース・オフィシャルおよび World Sailing 代表者
- d. World Sailing 憲章や規程で規制される個々の基準に合意したあらゆる人、オフィシャル、機関

(ii) ドーピング・コントロールのあらゆる側面に関わる、委託された第三者機関とその従業員

(b) 加盟各国連盟に属する World Sailing 規程に関係するすべての人、委託された第三者機関とドーピング・コントロールのあらゆる側面に関わるその従業員を含む加盟各国連盟

- (c) 以下に示す、*競技者*、*サポート・スタッフ*とその他の人
- (iii) *加盟各国連盟*の会員であるか、または*加盟各国連盟*の会員の下部クラブ、もしくは組織の会員であるすべて*競技者*および*サポート・スタッフ*
  - (iv) 大会、*競技会*および World Sailing または*加盟各国連盟*もしくは*加盟各国連盟*の加盟クラブや組織のいずれかによって組織化、開催、認可または承認された他の活動に参加するすべての*競技者*、*サポート・スタッフ*
  - (v) 認定の効力、ライセンスまたは他の契約、もしくはその他によって、World Sailing、*加盟各国連盟*、*加盟各国連盟*に所属または加盟する団体（クラブ、チーム、協会またはリーグを含む）によるアンチ・ドーピングを目的とする裁判権の対象となる、他のすべての*競技者*、*サポート・スタッフ*またはその他の人
  - (vi) World Sailing または*加盟各国連盟*の正規の会員ではないが、特定の*国際競技大会*または World Sailing によって World Sailing のセーリング特別大会として特別に認められた大会で競技する参加資格を得たい*競技者*

前述の各個人は、彼らの参加の状態またはスポーツでの関与に関して本アンチ・ドーピング規則に拘束されることに同意しなければならないし、違反に対するあらゆる処置を含む World Sailing の管轄に従わなければならない<sup>1</sup>。アンチ・ドーピング規則<sup>2</sup>に基づき行われる聴聞とケースを確定する規定 21.8 および 21.13 に規定される聴聞パネルの権限

#### 国際レベルの競技者

以上に記載された、アンチ・ドーピング規則による義務を負い、それに従うことを求められるすべての*競技者*の中で、以下のような*競技者*はアンチ・ドーピング規則の目的においては*国際レベルの競技者*とみなされなければならない、そのためにアンチ・ドーピング規則のうち、*国際レベルの競技者*に適用される特定の部分（すなわち、*検査*、*TUE*、*居場所情報*、および*結果管理*）が、そのような*競技者*に適用されなければならない。

- (a) World Sailing 検査対象リストまたは World Sailing 検査対象リスト
- (b) 以下に示す*国際大会*に参加する*競技者*
  - ・オリンピック、パラリンピック大会

<sup>1</sup> 原文の脚注番号が2から始まっているための付番調整用に挿入

<sup>2</sup> [解説：本規程が、*競技者*または*サポート・スタッフ*以外の人<sup>1</sup>が本規程に拘束されることを要求する場合には、当該人は当然ながら検体の採取または検査について責任を追及されず、禁止物質または禁止方法の使用もしくは保有について本規程に基づきアンチ・ドーピング規則違反となることもない。

むしろ、当該人は単に本規定21.2.5（不正干渉）、21.2.7（不正取引）、21.2.8（投与）、21.2.9（違反関与）、21.2.10（特定の対象者との関わり）および21.2.11（報復）に違反したとして制裁の対象となるにすぎない。さらに、当該人は規定21.3に従い、追加的な役割および責務を負う。また、職員が本規程に拘束されるよう要求する義務は、適用法令次第である。

World Sailingは、アンチ・ドーピング規則の規定21.19に基づき、委員会メンバー、指導者、職員、委託を受けた従業員—契約上あるいはその他にかかわらず—の属するすべての団体が、アンチ・ドーピング規則を遵守し、World Sailingがアンチ・ドーピングに取り組む権威に同意していることを明確にした規約を持っていることを確認しなければならない。]

- ・セーリング世界選手権大会
- ・ワールドカップ最終大会
- ・ユース・セーリング世界選手権大会
- ・パラ・セーリング世界選手権大会

および、[https://www.sailing.org/sailors/antidoping/international\\_events.php](https://www.sailing.org/sailors/antidoping/international_events.php)にある World Sailing アンチ・ドーピング・サイト上に国際大会と認められるよう追加された World Sailing の他の大会

## 21.1 ドーピングの定義

ドーピングとは、規定 21.2.1 から 21.2.11 に定められている一または二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

## 21.2 アンチ・ドーピング規則違反

規定 21.2 は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況および行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の審問は、一または二以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質および方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

### 21.2.1 競技者の検体に、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること

**21.2.1.1** 禁止物質が体内に入らないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、規定 21.2.1 に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが証明される必要はない。<sup>3</sup>

**21.2.1.2** 次のいずれかが証明された場合には、規定 21.2.1 に基づくアンチ・ドーピング規則違反の十分な証拠となる。

競技者の A 検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在した場合であって、当該競技者が B 検体の分析を放棄し、B 検体の分析が行われない場合、競技者の B 検体が分析され、B 検体が、A 検体で発見された禁止物質もしくはその代謝物もしくはマーカーの存在を追認した場合、競技者の A 検体または B 検体が二つの部分に分けられ、分けられた検体のうちの追確認部分の分析が、

---

<sup>3</sup> [規定21.2.1.1の解説：本項に基づくアンチ・ドーピング規則違反は、競技者の過誤にかかわらず行われる。この規則は、多くのCASの決定で「厳格責任」と呼ばれている。競技者の過誤は、規定21.10に基づくアンチ・ドーピング規則違反の措置を判断するにあたり考慮される。CASはこの原則を一貫して支持してきた。]

分けられた検体の第一の部分において発見された禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在を追認した場合、または競技者が分けられた検体の追確認部分の分析を放棄した場合。<sup>4</sup>

**21.2.1.3 禁止表またはテクニカル・ドキュメントに判断限界が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検出された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。**

**21.2.1.4 規定 21.2.1 における一般原則の例外として、特定の禁止物質についての報告または評価に関する特別な基準を禁止表、国際基準またはテクニカル・ドキュメントにおいて定めることができる。**

## **21.2.2 競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること<sup>5</sup>**

**21.2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすること、および禁止方法を使用しないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質または禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが証明される必要はない。**

**21.2.2.2 禁止物質もしくは禁止方法の使用または使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチ・ドーピング規則違反は、禁止物質もしくは禁止方法を使用したこと、または、その使用を企てたことにより成立する。<sup>6</sup>**

---

<sup>4</sup> [規定21.2.1.2の解説：結果管理に責任を有するアンチ・ドーピング機関は、競技者がB検体の分析を要求しない場合であっても、その裁量によりB検体の分析を実施させることができる。]

<sup>5</sup> [規定21.2.2の解説：信頼できる方法により、禁止物質もしくは禁止方法を使用すること、または、その使用を企てることが証明されてきた。規定21.3.2の解説に記載するように、規定21.2.1に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当することを証明するために求められる証拠と異なり、禁止物質もしくは禁止方法を使用すること、または、その使用を企てることは、競技者の自認、証人の証言、書証、アスリート・バイオロジカル・パスポートの一環として収集された長期間のプロファイリングから得られた結論、または、規定21.2.1に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件すべてを満たしているわけではない分析情報等、信頼できる方法により証明される可能性がある。

例えば、アンチ・ドーピング機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A検体の分析（B検体の分析による追認がなくても）またはB検体のみの分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

<sup>6</sup> [規定21.2.2.2の解説：禁止物質または禁止方法の「使用を企てたこと」の証明には、競技者側に意図があったことの証明が求められる。特定のアンチ・ドーピング規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質または禁止方法の使用に関する規定21.2.1および21.2.2の違反の証明における厳格責任原則を損なうものではない。

使用した物質が競技会外において禁止されておらず、かつ、競技者の禁止物質の使用が競技会外でなされたという場合でない限り、競技者の禁止物質の使用は、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。（但し、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが、競技会（時）において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、規定21.2.1に違反する。）]

### 21.2.3 競技者による検体の採取の回避、拒否または不履行

正式に委任された人から通告を受けた後に、検体の採取を回避し、または、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否しもしくはこれを履行しないこと。<sup>7</sup>

### 21.2.4 競技者による居場所情報関連義務違反

登録検査対象者リストに含まれる競技者による12ヶ月間の期間内における、「結果管理に関する国際基準」に定義されたとおりの3回の検査未了および/または提出義務違反の組み合わせ。

### 21.2.5 競技者または他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を施し、または不正干渉を企てること

#### 21.2.6 競技者またはサポート・スタッフが禁止物質または禁止方法を保有すること

**21.2.6.1** 競技会（時）において禁止物質もしくは禁止方法を競技者が保有し、または、競技会外において競技会外における禁止物質もしくは禁止方法を競技者が保有すること。但し、当該保有が規定21.4.4に従って付与された治療使用特例（以下、「TUE」という。）またはその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。

**21.2.6.2** 競技者、競技会またはトレーニングに関係して、禁止物質もしくは禁止方法を競技会（時）においてサポート・スタッフが保有し、または、競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を競技会外においてサポート・スタッフが保有すること。但し、当該保有が規定21.4.4に従って競技者に付与されたTUEまたはその他の正当な理由に基づくものであることをサポート・スタッフが証明した場合は、この限りではない。<sup>8</sup>

### 21.2.7 競技者またはその他の人が、禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し、または、不正取引を企てること

---

<sup>7</sup> [規定21.2.3の解説：例えば、競技者が、通告または検査を回避するために、ドーピング・コントロール役員を意図的に避けていたことが証明された場合には、当該行為はアンチ・ドーピング規則における「検体の採取の回避」の違反となる。

「検体採取の不履行」という違反は競技者の意図的なまたは過誤による行為に基づくことがあるが、検体採取の「回避」または「拒否」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。]

<sup>8</sup> [規定21.2.6.1および21.2.6.2の解説：例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインスリンを購入する場合のように、医療上の正当な事由がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入または保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。]

[規定21.2.6.1および21.2.6.2の解説：例えば、(a) 競技者やチーム・ドクターが急性または緊急の場合に処置を行うために禁止薬物または禁止方法（例：副腎皮質ホルモン注射器）を保持する、(b) 競技者がTUEに関する判断の申請または受領の少し前に治療上の理由により禁止薬物または禁止方法を保有する場合には、正当な理由があるものと認められる可能性がある。]

**21.2.8 競技者またはその他の人が、競技会（時）において、競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、または、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること**

**21.2.9 競技者またはその他の人が違反関与を行い、または違反関与を企てること**

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング規則違反の企て、または規定 21.10.14.1 の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、その他のあらゆる意図的な違反への関与または関与の企て。<sup>9</sup>

**21.2.10 競技者またはその他の人が特定の対象者と関わること**

**21.2.10.1** アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者またはその他の人による、職務上またはスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポート・スタッフとの関わり。

**21.2.10.1.1** アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポート・スタッフであって、資格停止期間中であるもの。または、

**21.2.10.1.2** アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、本規程に基づく結果管理手続において資格停止の問題が取り扱われていないサポート・スタッフであって、仮にかかる人に本規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続もしくは職務上の手続において有罪判決を受け、または、かかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上もしくは懲戒の決定から6年間または課された刑事、懲戒もしくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。または、

**21.2.10.1.3** 規定 21.2.10.1.1 または 21.2.10.1.2 に記載される個人のための窓口または仲介者として行動しているサポート・スタッフ。

**21.2.10.2** 規定 21.2.10 の違反を立証するためには、アンチ・ドーピング機関は、競技者またはその他の人が、サポート・スタッフに関わりを禁止される状態にあることを知っていたことを立証しなければならない。

規定 21.2.10.1.1 または 21.2.10.1.2 に記載されたサポート・スタッフとの関わりが、職務上またはスポーツと関連する立場においてなされたものではないこと、および/または当該の関わりが合理的に回避可能であったことの挙証責任は、競技者またはその他の人がこれを負う。

規定 21.2.10.1.1、21.2.10.1.2 または 21.2.10.1.3 に記載された基準に該当するサポート・スタッフを認識したアンチ・ドーピング機関は、当該情報を WADA に提出するものとする。<sup>10</sup>

---

<sup>9</sup> [規定21.2.9の解説：違反関与または違反関与の企ては、物理的な支援と心理的な支援とを含む。]

<sup>10</sup> [規定21.2.10の解説：競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反を理由として資格停止の対象となっており、または、ドーピングに関連して刑事上有罪とされもしくは職務上において懲戒処分を受けているコーチ、トレーナー、医師その他のサポート・スタッフとともに活動してはならない。これは、資格停止期

### 21.2.11 競技者またはその他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為

当該行為が別途規定 21.2.5 の違反を構成しない場合において

**21.2.11.1** 他の人が、主張されたアンチ・ドーピング規則違反または主張された本規程の不遵守に関する情報を、WADA、アンチ・ドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関またはWADAもしくはアンチ・ドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に通報することを阻止する意図をもって、かかる人を脅迫し、または威嚇しようとする行為

**21.2.11.2** 主張されたアンチ・ドーピング規則違反または主張された本規程の不遵守に関する証拠または情報を、WADA、アンチ・ドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関またはWADAもしくはアンチ・ドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に提供した人に対して報復すること

規定 21.2.11 において、報復、脅迫および威嚇とは、人の行為が誠実さを欠きまたは不相当な対応であるという理由で、当該人に対して行われる行為を含む。<sup>11</sup>

## 21.3 ドーピングの証明

### 21.3.1 挙証責任および証明の程度

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを証明する責任は、World Sailing が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルがアンチ・ドーピング機関の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にアンチ・ドーピング規則違反をアンチ・ドーピング機関が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。

---

間中にコーチまたはサポート・スタッフとして行動する他の競技者と関わることも禁止している。禁止の対象とされる関わりの中のいくつかの事例として、以下の事項がある。トレーニング、戦術、技術、栄養もしくは医療上の助言を得ること、セラピー、治療もしくは処方を受けること、体内生成物を分析のために提供すること、またはサポート・スタッフが代理人もしくは代表者となることを認めること。禁止される特定の対象者との関わり  
の成立には、いかなる対価の提供も要さない。

規定21.2.10は、アンチ・ドーピング機関が、サポート・スタッフに関わりを禁止されている状態にあることを競技者またはその他の人に通知することを義務づけないものの、当該通知が提供された場合には、競技者またはその他の人が、当該サポート・スタッフに関わりを禁止されている状態にあることを知っていたことを立証する上で重要な証拠となる。]

<sup>11</sup> [規定21.2.11.2の解説：本項は、誠実に通報する人を保護する意図を有し、故意に虚偽の通報を行う人を保護しない。]

[規定21.2.11.2の解説：報復には、例えば、通報する人、その家族または懇意とする人の身体的もしくは精神的健康または経済的利益を脅かす行為を含む。報復には、通報する人に対し、アンチ・ドーピング機関が誠実にアンチ・ドーピング規則違反を主張することを含まない。規定21.2.11において、通報する人が当該通報が虚偽であることを知っている場合には、当該通報は誠実に行われたものとはいえない。]

一方、アンチ・ドーピング規則に違反したと主張された競技者またはその他の人が推定事項に反論し、または特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わされる場合には、規定 21.3.2.2 および 21.3.2.3 に定める場合を除き、証明の程度は、証拠の優越とする。<sup>12</sup>

### 21.3.2 事実の証明方法および推定の方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性のおける手段により証明される。<sup>13</sup>

ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

**21.3.2.1** 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、またはピアレビューを経た分析方法および判断限界は、科学的に有効なものであると推定される。

当該推定の条件が充足されていることに対して異議を申し述べ、または当該科学的有効性の推定に異議を述べようとする競技者またはその他の人は、当該異議の前提条件として、まず当該異議および当該異議の根拠につき WADA に通知することを要する。

第一審の聴聞機関、不服申立機関または CAS も独自の判断に基づき、当該異議につき WADA に通知することができる。

WADA は、WADA による当該通知の受領および当該異議に関連する案件記録の受領から 10 日以内に、当該手続において当事者として介入し、法廷助言人として参加し、または別途証拠を提供することができるものとする。

CAS の面前における事案では、CAS パネルは、WADA から要請があった場合、当該パネルによる当該反論の評価作業につき補助を受けるために、適切な科学的専門家を任命するものとする。<sup>14</sup>

**21.3.2.2** WADA 認定分析機関および WADA に承認された他の分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体の分析および管理の手続を実施しているものと推定される。

競技者またはその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。

---

<sup>12</sup> [規定21.3.1の解説：本項にいうWorld Sailingに求められる証明の程度は、職務上の不正行為に関する事案においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同一である。]

<sup>13</sup> [規定21.3.2の解説：例えば、アンチ・ドーピング機関は、規定21.2.2におけるアンチ・ドーピング規則違反を、競技者の自認、第三者による信頼できる証言、信頼できる書証、規定21.2.2の解説に規定されているような信頼できるA検体もしくはB検体に基づく分析データまたはアスリート・バイオロジカル・パスポートから得られたデータ等、競技者の血液や尿の検体から得られた検査結果により証明することができる。]

<sup>14</sup> [規定21.3.2.1の解説：特定の禁止物質について、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの推定濃度が最低報告レベルを下回る場合には、WADAはWADA認定分析機関に対し、検体を違反が疑われる分析報告として報告しないよう指示することができる。当該最低報告レベルの決定またはいずれの禁止物質が最低報告レベルの対象であるかの決定にあたってのWADAの判断は、異議の対象とはならないものとする。さらに、検体における禁止物質の分析機関による推定濃度は推定に過ぎない。検体における禁止物質の正確な濃度が最低報告レベルを下回る可能性があるということは、いかなる場合であっても、検体において当該禁止物質が存在することに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。]

競技者またはその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、World Sailing は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負うものとする。<sup>15</sup>

**21.3.2.3** その他の何らかの国際基準、または本規程もしくはアンチ・ドーピング機関の規則に定める他のアンチ・ドーピング規則もしくは規範からの乖離があっても、分析結果その他アンチ・ドーピング規則違反の証拠を無効化せず、アンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。<sup>16</sup>但し、競技者またはその他の人が、以下に列挙する特定の国際基準の規定からの乖離が、違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となり得たことを証明した場合には、World Sailing は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告または居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負うものとする。

(i) 検体の採取または検体の取扱いに関する「検査およびドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、World Sailing が、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

(ii) アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関する「結果管理に関する国際基準」または「検査およびドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、アンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、World Sailing が、当該乖離がアンチ・ドーピング規則違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

---

<sup>15</sup> [規定21.3.2.2の解説：違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離を証拠の優越により証明する責任は、競技者またはその他の人が負う。よって、一旦、競技者またはその他の人が乖離の事実を証拠の優越により証明した場合、因果関係に関する競技者またはその他の人の举证責任は若干低くなる—「合理的に引き起こされる可能性があったか」になる。競技者またはその他の人がこれらの基準を充足した場合には、举证責任はアンチ・ドーピング機関に移り、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任をWorld Sailingが負うことになる。]

<sup>16</sup> [規定21.3.2.3の解説：国際基準、その他検体の採取もしくは取扱い、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告、または居場所情報関連義務違反もしくはB検体の開封に関する競技者への通知に関連しない規則からの乖離—例えば、「教育に関する国際基準」、「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」または「治療使用特例に関する国際基準」—からの乖離の結果、WADAによるコンプライアンス手続が講じられる可能性があるが、アンチ・ドーピング規則違反の手続における抗弁とはならず、また、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行ったか否かという論点に関連性を有しない。同様に、アンチ・ドーピング機関による規定21.20.7.7において言及される文書の違反は、アンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。]

(iii) B 検体の開封において競技者に通知する要件に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、World Sailing が、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。<sup>17</sup>

(iv) 競技者への通知に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、居場所情報関連義務違反に基づきアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、World Sailing が、当該乖離が居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

**21.3.2.4** 管轄権を有する裁判所または職務上の懲戒の裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、その事実に関する決定の名宛人である競技者またはその他の人において、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その競技者またはその他の人にとって反証できない証拠となる。

**21.3.2.5** アンチ・ドーピング規則違反の聴聞会において聴聞パネルは、聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、（直接または聴聞パネルの指示に基づく電話のどちらかにより）聴聞会に出頭し、かつ聴聞パネルまたは World Sailing からの質問に対して回答することを競技者またはその他の人がこれを拒絶した場合には、その事実を根拠としてアンチ・ドーピング規則に違反した旨を主張された競技者または他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

## 21.4 禁止表

### 21.4.1 禁止表の組み入れ

アンチ・ドーピング規則は、WADA が出版し改定をしている *世界アンチ・ドーピング規程* 4.1 に記述されている禁止表を組み入れている。

禁止表または改定に別段の定めがない限り、禁止表および改定は、World Sailing またはその加盟国当局によるさらなる措置を必要とせずに、WADA による公表から 3 か月後にアンチ・ドーピング規則に基づいて発効するものとする。すべての競技者およびその他の人は、それ以上の正式な手続きなしに、発効日から禁止表およびその改定に拘束されるものとする。禁止表の最新版とそのすべての改定に精通することは、すべての競技者およびその他の人の責務である。

World Sailing は、加盟各国連盟に禁止表の最新版を提供しなければならない。それぞれの加盟各国連盟は、その加盟国およびその加盟国のメンバーにも、最新版の禁止表を提供しなければならない。<sup>18</sup>

---

<sup>17</sup> [規定21.3.2.3 (iii) の解説：World Sailing は、例えば、B 検体の開封および分析が独立の立会人により観察されており、不規則性が観察されなかったことを示すことによって、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を果たしたことになる。]

<sup>18</sup> [規定21.4.1 の解説：現行の禁止表は、WADA のウェブサイト <https://www.wada-ama.org> で入手できる。禁止表は、必要に応じて迅速に改定および公開される。但し、予測可能性のために、変更が加えられているかどうかに関係なく、毎年新しい禁止表が公開される。

## 21.4.2 禁止表において特定される禁止物質および禁止方法

### 21.4.2.1 禁止物質および禁止方法

禁止表は、将来実施される競技において競技力を向上するおそれまたは隠蔽のおそれがあるため、常に（競技会（時）および競技会外の双方において）ドーピングとして禁止される禁止物質および禁止方法並びに競技会（時）においてのみ禁止される物質および方法を特定する。禁止表は特定のスポーツに関しては WADA により拡充される場合がある。禁止物質および禁止方法は、一般的区分（例、蛋白同化薬）または個々の物質もしくは方法についての個別の引用という形で禁止表に掲げられる場合がある。<sup>19</sup>

### 21.4.2.2 特定物質または特定の方法

規定 21.10 の適用にあたり、すべての禁止物質は、禁止表に記載されている場合を除き、「特定物質」とされるものとする。

いかなる禁止方法も、禁止表で「特定方法」とであると具体的に明示されている場合を除き、特定方法ではないものとする。<sup>20</sup>

### 21.4.2.3 濫用物質

規定 21.10 の適用にあたり、濫用物質とは、スポーツの領域以外で頻繁に社会で濫用されるため、禁止表において濫用物質であると具体的に特定される禁止物質を含むものとする。

## 21.4.3 禁止表に関する WADA の決定

禁止表に掲げられる禁止物質および禁止方法、禁止表の区分への物質の分類、常にもしくは競技会（時）のみにおいて禁止される物質の分類、特定物質、特定方法もしくは濫用物質としての物質または方法の分類に関する WADA の判断は終局的なものであり、競技者またはその他の人は、いかなる異議（当該物質もしくは方法が隠蔽薬ではないこと、または、競技力向上効果がなく、健康被害を及ぼさず、もしくはスポーツ精神に反するおそれがないことに基づく異議を含むが、これらに限らない。）を唱えることはできないものとする。

## 21.4.4 治療使用特例 (TUE)

21.4.4.1 禁止物質もしくはその代謝物、マーカーの存在、および/または禁止物質もしくは禁止方法の使用、使用の企て、保有もしくは投与、投与の企ては、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。

---

<sup>19</sup> [規定21.4.2.1の解説：競技会（時）においてのみ禁止されている物質を競技会外での使用は、その物質またはその代謝物または競技中に収集された検体がマーカーの有害な分析結果が報告されない限り、アンチ・ドーピング規則違反ではない。]

<sup>20</sup> [規定21.4.2.2の解説：規定21.4.2.2で特定された特定の物質および特定の方法は、他のドーピング物質または方法よりも重要性または危険性が低いと見なされるべきではない。むしろ、それらは単に、競技力向上以外の目的で競技者によって消費または使用された可能性が高い物質および方法である。]

#### 21.4.4.2 TUE申請

**21.4.4.2.1** 国際レベルの競技者ではない競技者は、自身の国内アンチ・ドーピング機関に TUE を申請するものとする。その国内アンチ・ドーピング機関が当該申請を却下した場合には、当該競技者は、規定 21.13.2.2 に記載される国内の不服申立機関にのみ不服申立てを提起することができる。

**21.4.4.2.2** 国際レベルの競技者は、World Sailing に申請を行うものとする。

#### 21.4.4.3 TUE承認<sup>21</sup>

**21.4.4.3.1** 競技者が、対象となる物質または方法につき、当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関より既に TUE を付与されており、当該 TUE が「治療使用特例に関する国際基準」規定 21.5.5 に従って報告されている場合、World Sailing は、関連する臨床情報を確認する必要なしに、国際レベルの競技会の目的のためにそれを自動的に認識する。

**21.4.4.3.2** World Sailing が国際レベルの競技者ではない競技者を検査することを選択した場合、World Sailing は、当該競技者が「治療使用特例に関する国際基準」規定 5.8 と 7.0 に従って TUE の承認を申請する必要がある限り、その競技者に国内アンチ・ドーピング機関により付与された TUE を承認しなければならない。

#### 21.4.4.4 TUE申請プロセス<sup>22</sup>

**21.4.4.4.1** 競技者が、対象となる物質または方法につき、当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関よりまだ TUE を付与されていない場合、当該競技者は World Sailing に直接申請しなければならない。

**21.4.4.4.2** TUE の付与または承認のための World Sailing への申請は、「治療使用特例に関する国際基準」の規則 21.4.1 または 21.4.3 が適用される場合を除いて、できるだけ早く行わなければならない。

---

<sup>21</sup> [規定21.4.4.3の解説：「治療使用特例に関する国際基準」における基準を充足することを立証するために必要な医療記録その他の情報がないことのみを理由とて、World Sailingが国内アンチ・ドーピング機関の付与したTUEを承認しなかった場合には、当該案件はWADAに回付されるべきではない。代わりに、当該ファイルは完成され、国際競技連盟に再提出されるべきである。

規定21.4.4.3の解説：World Sailingは、国内アンチ・ドーピング機関がWorld Sailingに代わってTUE申請を検討するなど国内アンチ・ドーピング機関に同意する場合がある。]

<sup>22</sup> [規則21.4.4.4の解説：TUE委員会またはWorld Sailingへの偽造文書の提出、行為を実行または実行しなかった人への賄賂の提供または受諾、証人からの虚偽の証言の入手、またはその他の詐欺行為TUEプロセスのいずれかの側面に対する行為またはその他の同様の意図的な干渉または干渉の試みは、規定21.2.5に基づく改ざんまたは改ざんの試みの罪に問われる。

競技者は、TUEの付与または承認（またはTUEの更新）の申請が許可されると想定してはならない。申請が許可される前の禁止物質または禁止方法の使用または所持または管理は、すべて競技者自身の責任で行う。]

い。申請は、World Sailing のウェブサイトに掲載されている「治療使用特例に関する国際基準」6 条に従って行わなければならない。

**21.4.4.4.3** World Sailing 医学委員会は、治療使用特例委員会（「TUEC」）の機能を行って、規定 21.4.4.4.3(a)-(d)に従って TUE の付与または承認の申請を検討する。

(a) 委員会のメンバーを務める前に、各メンバーは利益相反および機密保持宣言に署名する必要がある。

World Sailing のメンバーまたは事務員はメンバーにはなれない。

(b) TUE の付与または承認を World Sailing に申請する場合、委員会の委員長は、申請を検討するために 3 人のメンバー（委員長を含む場合がある）を任命する。

「委員長は、TUE 委員会を World Sailing 事務局に任命する権限を委任して、彼らまたは委員会の指示に従って行使することができる。

(c) TUE 申請を検討する前に、各メンバーは委員長と World Sailing の幹部に開示しなければならない。

申請を行う競技者に関して公平性に影響を与える可能性のある状況を事務局に提出する。申請を検討するために委員長によって任命されたメンバーが、何らかの理由で競技者の TUE 申請を評価することを望まない、または評価できない場合は、交代要員を任命するものとする。

(d) TUE 委員会メンバーがいなければ、自国の競技者からの申請を検討することはできない。

**21.4.4.4.4** TUE 委員会は、「治療使用特例に関する国際基準」の関連規定に従って、通常は（つまり、例外的な状況が適用されない限り）申請書を受け取ってから 21 日以内に申請を迅速に評価および決定するものとする。

大会前の適切な時間内に申請が行われた場合、TUE 委員会は、大会の開始前に決定を下すために最善の努力を払う必要がある。

**21.4.4.4.5** TUE 委員会の決定は World Sailing の最終決定であり、規定 21.4.4.7 に従って不服申立てすることができる。World Sailing TUE 委員会の決定は、「治療使用特例に関する国際基準」に従って、競技者、WADA およびその他のアンチ・ドーピング機関に書面で通知されるものとする。また ADAMS にも迅速に報告する。

**21.4.4.4.6** World Sailing（または World Sailing に代わって申請を検討することに同意した国内アンチ・ドーピング機関）が競技者の申請を拒否した場合、理由を添えて、速やかに競技者に通知しなければならない。

World Sailing が競技者の申請を許可する場合は、競技者だけでなく、その国内アンチ・ドーピング機関にも通知する必要がある。国内アンチ・ドーピング機関が、World Sailing によって付与された TUE が「治療使用特例に関する国際基準」に定められた基準を満たさないと判断した場合、規定 21.4.4.7 に従いその通知から 21 日以内に WADA に問題を照会する。

国内アンチ・ドーピング機関が問題を WADA に照会して審査された場合には、World Sailing が付与した TUE は、WADA による決定が下されるまでは、国際レベルの競技会および競技会外の検査において引き続き有効となる（但し、国内レベルの競技会においては無効となる）。この案件が審査のために国内アンチ・ドーピング機関により WADA に回付されなかった場合には、World Sailing の付与した TUE は、21 日間の審査期限の経過とともに国内レベルの競技会について有効となる。

#### 21.4.4.5 TUE 申請の遡及

World Sailing が、国際レベルの競技者または国内レベルの競技者でない競技者から検体を採取する場合において、当該競技者が治療目的のために禁止物質または禁止方法を使用しているときには、当該競技者に遡及的 TUE を申請することを許可しなければならない。

#### 21.4.4.6 TUE の失効、取り下げまたは破棄

**21.4.4.6.1** アンチ・ドーピング規則に従って認められた TUE は、以下のいずれかとなる。

- (a) なんの公示も手続きもなく、認められた期間を過ぎると自動的に失効する。
- (b) 競技者が TUE の付与時に TUE 委員会によって課せられた要件または条件に迅速に従わない場合、取消される。
- (c) TUE の基準がその後事実と合わなくなったと決定した場合、TUE 委員会により取り下げられることがある。
- (d) WADA または不服申立てによる再審査により破棄されることがある。

**21.4.4.6.2** かかる事態において、競技者は、TUE の失効、取り下げまたは破棄の発効期日より前には TUE に従っていた、問題の禁止物質または禁止方法を使用、所持または投与を根拠として、いかなる措置の対象にもならない。

「結果管理に関する国際基準」の規定 21.5.1.1.1 に基づく審査には、TUE の満了、撤回、または取消の直後に報告された有害な分析所見の結果、禁止物質または禁止方法を使用することに合致していたかどうかの検討を含まなくてはならず、従っていた場合には、アンチ・ドーピング規則違反が主張されてはならない。

#### 21.4.4.7 TUE 裁定の審査と不服申立て

**21.4.4.7.1** WADA は、競技者または当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関から WADA に回付された World Sailing が裁定したいかなる TUE 付与の不承認決定について審査しなければならない。さらに、WADA は、競技者の国内アンチ・ドーピング機関から WADA に回付された World Sailing が裁定したいかなる TUE 付与決定も審査しなければならない。WADA は、影響を受ける者の要請または独自の判断により、いつでもその他の TUE 決定を審査することができる。審査されている TUE 決定が、「治療使用特例に関する国際基準」に定められる基準を充足する場合には、WADA はそれに干渉しない。

当該 TUE の決定がそれらの基準を充足していない場合には、WADA はそれを取り消す。<sup>23</sup>

**21.4.4.7.2** WADA が審査しなかった、または WADA が審査の結果、取り消さなかった World Sailing (または World Sailing に代わって当該申請を検討する旨を同意した国内アンチ・ドーピング機関) による TUE 決定について、競技者および/または競技者の国内アンチ・ドーピング機関は、CAS に対してのみ不服申立てを提起することができる。<sup>24</sup>

**21.4.4.7.3** TUE 決定を取り消す旨の WADA の決定に対しては、これにより影響を受ける競技者、国内アンチ・ドーピング機関および/または World Sailing によって、CAS に対してのみ不服申立てを提起することができる。

**21.4.4.7.4** TUE の付与/承認または TUE 決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に判断を下さなかった場合には、当該申請は却下され、よって適用される審査/不服申立ての権利が発動されるものとされる。

#### **21.4.4.7 外洋と緊急事態**

- (i) 50 海里を超える外洋レースでは、緊急医療のための禁止物質または禁止方法の使用は記録され、合理的に実行可能な限り速やかに World Sailing に通知されなければならない、競技者は遡及 TUE を申請するものとする。TUE 委員会は、そのような「治療使用特例に関する国際基準」に記載されている条件が満たされていることを条件として、使用、管理、および/または所有に対して遡及 TUE を付与することができる。
- (ii) World Sailing TUE 委員会の書面による承認を得て、チーム・ドクターまたはセーリング競技者の担当医、役員、その他の医師は緊急または緊急の状況で必要とされる場合、の携帯が許可される。但しそのような状況でヒポクラテスの誓いを適切に遂行する場合にのみ使用される。このような状況での禁止物質または禁止方法の使用は、「治療使用特例に関する国際基準」に従って遡及 TUE を付与するための条件を満たす必要がある。

## **21.5 検査および調査**

### **21.5.1 検査および調査の目的**

---

<sup>23</sup> [規定21.4.4.7.1の解説：WADAは、(a) 規定21.4.4.7に基づきTUEの審査の実施が義務づけられるとき、および(b) 審査されている決定が取り消された場合において独自に審査を行うときに、その費用をカバーするために、手数料を課す権利を有する。]

<sup>24</sup> [規定21.4.4.7.2の解説：かかる場合において、不服申立ての対象となっている決定は、World SailingのTUE決定であり、TUE決定を審査せず、または、TUE決定を(審査の上)取り消さない旨のWADAの決定ではない。但し、TUE決定に対する不服申立期間は、WADAがその決定を通知した日から開始する。いずれにせよ、当該決定がWADAにより審査されたか否かを問わず、WADAは当該不服申立ての通知を受け、適切と判断する場合には、当該不服申立てに参加することができる。]

**21.5.1.1** 検査およびドーピング調査は、いかなるアンチ・ドーピングの目的のためにも行われうる。<sup>25</sup>

それらは、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」および World Sailing が国際基準に補足した特別な手順に適合して実施されなければならない。（附属文書 3 参照）

**21.5.1.2** 検査は、競技者が規定 21.2.1（競技者の検体に、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること）または規定 21.2.2（競技者が禁止物質または禁止方法を使用すること、または使用を企てること）に違反したか否かに関する分析証拠を得るために行われるものとする。

## 21.5.2 検査を行う権限

**21.5.2.1** 規定 21.5.3 に定める競技大会時の検査の制限を条件として、World Sailing はアンチ・ドーピング規則の概要（「アンチ・ドーピング規則の範囲」の条文）で指定されたすべての競技者に対する競技会（時）および競技会外の検査権限を有するものとする。

**21.5.2.2** World Sailing は、いかなる競技者にも、当該競技者に対し検査権限を有する機関により（無資格期間である競技者も含めて）、時期および場所を問わず、検体を提出するよう要請することができる。<sup>26</sup>

**21.5.2.3** WADA は、本規定 20.7.10 に定めるとおり、競技会（時）および競技会外の検査権限を有するものとする。

**21.5.2.4** World Sailing が検査の一部を直接または国内競技連盟を經由して国内アンチ・ドーピング機関に委託、または、請け負わせる場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、追加の検体を採取し、もしくは国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において追加の種類の実行を行うよう分析機関に指示を与えることができる。

追加の検体が採取され、または追加の種類の実行が行われた場合には、World Sailing は、その旨の通知を受けるものとする。

## 21.5.3 大会時の検査

---

<sup>25</sup> [規定21.5.1の解説：調査がアンチ・ドーピングの目的で行われる場合には、分析結果およびデータは、アンチ・ドーピング機関の規則に基づく他の正当な目的のためにこれを使用することができる。例えば、規定23.2.2の解説を参照。]

<sup>26</sup> [規定21.5.2.2の解説：World Sailingは署名当事者の間の二者間または多数当事者間合意の方法により、検査を実施する追加権限が付与される場合がある。競技者が、以下に規定する時間内に60分間の検査時間枠を特定しない限り、または、別途当該時間内に検査を受けることに同意しない限り、アンチ・ドーピング機関は、午後11時から午前6時までの間に競技者に検査を実施するのに先立ち、当該競技者がドーピングを行った旨の重大かつ具体的な疑義を有するべきである。アンチ・ドーピング機関が当該時間内に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという反論は、当該検査または検査の企てに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。]

**21.5.3.1** 別途下記に定める場合を除き、単一の機関のみが、*競技大会の期間中に競技大会会場において検査を行う権限を有するものとする。* *国際競技大会*では、World Sailing（または当該*競技大会*の所轄組織である国際機関）は、*検査を実施する権限を有する。* *国内競技大会*では、当該国の*国内アンチ・ドーピング機関*が*検査を行う権限を有する。* World Sailing（または*競技大会*の所轄組織である他の国際機関）の要請に応じて、*競技大会の期間中における競技大会会場の外での検査の実施は、World Sailing（または関連する競技大会の所轄組織）と連携して行われるものとする。*

**21.5.3.2** 検査権限を有するが、*競技大会において検査を主導し、指示する責任を負わないアンチ・ドーピング機関*が、*競技大会の期間中に競技大会会場にて競技者の検査の実施を希望する場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、当該検査を実施し、調整するための許可を取得するため、まずWorld Sailing（または関連する競技大会の所轄組織）と協議するものとする。*

もしアンチ・ドーピング機関が、World Sailing（または大会の規則を管理する他の国際機関）からの回答に満足しない場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に規定された手順に従い、*検査を実施し、調整するための方法を決定することを許可するようWADAに要請することができる。* WADAは、World Sailing（または*競技大会*を所轄する他の国際機関）と協議し、連絡を行う前に、当該検査に関する承認を与えてはならない。WADAによる決定は終局的なものとし、これに不服を申立てることはできないものとする。

別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は*競技会外*の検査とみなされるものとする。当該検査の結果管理は、別途当該*競技大会*の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチ・ドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。<sup>27</sup>

## 21.5.4 検査要件

**21.5.4.1** World Sailing は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」で要求されるとおり、検査配分計画および検査を行うものとする。

**21.5.4.2** 実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限活用し、かつ、無駄な検査の重複が無いように、ADAMSを通して調整されるものとする。

## 21.5.5 競技者の居場所情報

**21.5.5.1** World Sailing は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に定める方法により、居場所情報を提出するものとし、規定 10.3.2 に定めるとおり、規定 21.2.4 違反について措置の対象

---

<sup>27</sup> 規定21.5.3.2の解説：WADAは、*国際競技大会において検査を主導し、実施する承認を国内アンチ・ドーピング機関に付与するのに先立ち、当該競技大会の所轄組織である国際機関と協議するものとする。* WADAは、*国内競技大会において検査を主導し、実施する承認を国際競技連盟に付与するのに先立ち、当該競技大会が開催される国の国内アンチ・ドーピング機関と協議するものとする。* 「検査を主導し、指示する」アンチ・ドーピング機関は、*検体の採取その他ドーピング・コントロールの手續に関連する責任を委譲する委託された第三者と合意を締結することもできる。*]

となる選手の登録検査対象者リストを設けた。World Sailing は、そのような競技者を特定し、彼らの所在情報を収集するために、国内アンチ・ドーピング機関と調整するものとする。

**21.5.5.2** World Sailing は、ADAMS を通して、登録検査対象者リストに含まれる競技者を名指しで特定するリストを利用可能なものとしなければならない。

World Sailing は、検査対象者登録リストに競技者を含めるための基準を定期的に確認および更新し、検査対象者登録リストに選手のリストを定期的に（但し四半期ごとに）競技者が引き続き関連する基準を満たしていることを審査する。

競技者は、登録検査対象者リストに含まれる前、そして除外される際にも、通知を受けるものとする。

通知には、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に定められた情報を含めるものとする。

**21.5.5.3** 競技者が World Sailing による国際登録検査リストおよび国内アンチ・ドーピング機関による国内登録検査リストに含まれる場合、国内アンチ・ドーピング機関と World Sailing は、どちらがその競技者の所在を受け入れるかについて合意するものとし、いかなる場合でも競技者は複数へ居場所情報を提出する必要はない。

**21.5.5.4** 「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い、登録検査リストの各競技者は、以下を行うものとする。

- (a) 四半期毎に居場所を World Sailing に連絡する。
- (b) 必要に応じてその情報を更新し、常に正確な状態にする。
- (c) 当該の居場所で自分自身を検査できるようにする。

**21.5.5.5** 規定 21.2.4 の目的上、競技者が「検査およびドーピング調査に関する国際基準」の要件に従わなかった場合は、提出のしなかったまたは試験の不合格と見なされるものとする。「結果管理に関する国際基準」の付属書 B で定義されているように付属書 B が満たされていることが条件。

**21.5.5.6** World Sailing の登録検査リストの競技者は、(a) 競技者は World Sailing に引退したことを書面で通知するか、(b) World Sailing が登録検査リストに含めるための基準を満たさなくなったことを通知するまで、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に設定された所在要件を遵守する義務を引き続き受けるものとする。

**21.5.5.7** 登録検査対象者リストに含まれている間に競技者によって提出される居場所情報は、ADAMS を通して、規定 21.5.2 に定める競技者に対する検査権限を有する WADA そして他のアンチ・ドーピング機関によりアクセス可能であるものとする。居場所情報は常に厳に機密として保持されなければならない、専らドーピング・コントロールを計画、調整、実行、そしてアスリート・バイオロジカル・パスポートに関連する情報、その他の分析結果を提供し、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反に対するドーピング調査を支援し、または、アンチ・ドーピング規則違反が行われ

たと主張する手続きを支持する目的のためのみに使用されるものとし、これらの目的のためにはや不要となった場合には、「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」に従って、破棄されるものとする。

**21.5.5.8** 「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い、World Sailing は1つ以上の特別大会検査リストを作ることができる。これには World Sailing の登録検査対象リストに含まれる競技者よりも厳しくない居場所情報要件が課される、World Sailing 特別大会に参加する競技者が含まれる。

**21.5.5.9** World Sailing は、競技者が特別大会の登録検査対象リストに含まれる以前および競技者が除外されたときに、競技者に通知するものとする。当該通知には、規定 21.5.5.10 および 21.5.5.11 に示されているように、居場所要件およびコンプライアンス違反の場合に適用される結果が含まれるものとする。

**21.5.5.10** 特別大会の登録検査対象リストに含まれる競技者は、World Sailing に次の居場所情報を提供して、場所を特定し、検査を受けることができるようにする必要がある場合がある。

- (a) 夜間の住所
- (b) 競技会/大会スケジュール
- (c) 通常のトレーニング活動

居場所情報を提供しなければならない期間は、World Sailing によって競技者が遵守できる十分な時間内に通知される。

そのような所在情報は、他のアンチ・ドーピング機関とのより良い検査調整を可能にするために ADAMS に提出されなければならない。

**21.5.5.11** 競技者が World Sailing で要求される日付以前に居場所情報を提供しなかった場合、または競技者が正確な居場所情報を提供しなかった場合、競技者は World Sailing の登録検査リストに登録するものとする。

**21.5.5.12** World Sailing は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い、登録検査リストまたは特別大会の検査リストに含まれていない競技者から居場所情報を収集する。

もしそうすることを選んだ場合、競技者が World Sailing で要求される日付以前に居場所情報を提供しなかった場合、または競技者が正確な居場所情報を提供しなかった場合、競技者は World Sailing の登録検査リストに登録するものとする。

## 21.5.6 引退した競技者の競技会への復帰

**21.5.6.1** 登録検査リストに含まれる国際レベルの競技者または国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関に対し、6ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会または国内競技大会において競技してはならないものとする。

WADAは、World Sailing および競技者の国内アンチ・ドーピング機関と協議の上、6か月の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。当該決定に対しては、規定 21.13 に基づいて不服申立てを提起することができる。

規定 21.5.6.1 に違反して得られた競技成績は失効するものとする。但し、競技者が、これが国際競技大会または国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかつたことを立証することができた場合には、この限りでない。

**21.5.6.2** 競技者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該競技者は、資格停止期間を課したアンチ・ドーピング機関に対し、当該引退について書面で通知しなければならない。

競技者がその後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、当該競技者の国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関に対し、6ヶ月前に事前の書面による通知（または当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が6ヶ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知）をし、検査を受けられるようにするまで、World Sailing または国内競技大会において競技してはならないものとする。

### 21.5.7 インディペンデント・オブザーバー・プログラム

World Sailing および World Sailing 大会のための組織委員会は、加盟各国連盟および国内大会のための組織委員会も同様に、そのような大会ではインディペンデント・オブザーバー・プログラムを認可し、促進しなければならない。

## 21.6 検体の分析

検体は以下の原則に従って分析されなければならない。

### 21.6.1 認定分析機関および承認分析機関の使用

**21.6.1.1** 規定 21.2.1 に基づき違反が疑われる分析報告を直接立証する目的において、検体は、WADA 認定分析機関、または WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。検体分析のために使用される WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関の選択は、結果管理責任を有する World Sailing のみが決定するものとする。<sup>28</sup>

**21.6.1.2** 規定 21.3.2 に定めるとおり、アンチ・ドーピング規則違反に関連する事実は、いかなる信頼のおける方法によっても立証することができる。

これには、例えば、WADA 認定分析機関または承認分析機関の外で、信頼のおける分析機関その他法医学の検査が含まれる。

---

<sup>28</sup> [規定21.6.1.1の解説：規定21.2.1に対する違反は、WADA認定分析機関またはWADAによって承認された他の分析機関による検体の分析のみにより証明される。かかる条項以外の条項に対する違反については、その他の分析機関の分析結果であっても、その結果が信頼に足る限り、その違反の証明に用いることができる。]

### 21.6.2 検体およびデータの分析の目的

検体および関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報の分析は、禁止表において特定されている禁止物質および禁止方法の検出並びに規定 21.4.5 に従って WADA が定めるその他の物質の検出、アンチ・ドーピング機関が、競技者の尿、血液もしくはその他の基質に含まれる関係するパラメーターについて、DNA 検査およびゲノム解析を含む検査実施の支援またはその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。<sup>29</sup>

### 21.6.3 検体およびデータの研究

競技者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできないものの、検体、関連する分析データおよびドーピング・コントロール情報は、アンチ・ドーピング研究目的でこれを使用することができる。

研究目的で使用される検体、関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報は、まず、検体、関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報から特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されるものとする。

検体および関連する分析データまたはドーピング・コントロール情報に関する研究は、規定 21.19 に定める原則に従うものとする。<sup>30</sup>

### 21.6.4 検体分析および報告の基準

規定 21.6.4 に基づき、World Sailing は、「分析機関に関する国際基準」と「検査およびドーピング調査に関する国際基準」である規定 21.4.7 に準拠して、検体の分析を分析機関に依頼するものとする。

分析機関は、独自の判断および費用負担において、標準的な検体分析項目には含まれていない禁止物質または禁止方法を検出する目的で、または、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関の要求するおりに、検体を分析することができる。このような分析の結果は、当該アンチ・ドーピング機関に報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様に有効であり、措置が課されるものとする。<sup>31</sup>

---

<sup>29</sup> [規定21.6.2の解説：例えば、関係するドーピング・コントロール関連情報は、特定対象検査を実施するため、もしくは、規定21.2.2に基づくアンチ・ドーピング規則違反を裏づけるため、または、その双方のために使用されうる。規定21.5.1および規定21.23.2.2の解説も参照すること]

<sup>30</sup> 規定21.6.3の解説：多くの医療上または科学的な文脈でみられるように、品質保証、品質改善、方法の改善および開発、または参照集団を確立するための、検体および関連情報の使用は、研究とはみなされない。このような、許可された研究以外の目的のために使用される検体および関連情報も、まず、規定21.19に定める原則、並びに「分析機関に関する国際基準」および「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」の要件を尊重した上で、そこから特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されなければならない。]

<sup>31</sup> [規定21.6.4の解説：本項の目的は、検体分析項目に「インテリジェンスを活用した検査」の原則を拡充し、これにより最大限に効果的かつ効率的にドーピングを検出するためである。ドーピングとの戦いのためのリソースは限られており、検体分析項目を増やすことは、特定のスポーツおよび国において、分析されうる検体数を減らすことにつながる可能性もある。]

### 21.6.5 結果管理の前またはその間における検体の更なる分析

アンチ・ドーピング機関が競技者に対し、検体が、規定 21.2.1 のアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の根拠であると通知する前に、分析機関が検体について繰り返し、または追加の分析を行う権限には制限がないものとする。アンチ・ドーピング機関が、当該通知の後に当該検体について追加の分析を行うことを希望する場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、競技者の同意または聴聞機関の承認をもってこれを行うことができる。

### 21.6.6 検体が陰性と報告された後、または別途アンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後の、検体の更なる分析

分析機関が検体を陰性と報告した後、または当該検体がアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後に、当該検体は、規定 21.6.2 の目的のため、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関または WADA のいずれかの指示があった場合に限り、いつでも保管され、更なる分析の対象とされる場合がある。

保管された検体について更なる分析を行うことを希望する競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関は、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関または WADA の許可をもってこれを行うことができ、追加の結果管理について責任を負うものとする。WADA または他のアンチ・ドーピング機関の主導による検体の保管または更なる分析は、WADA または当該機関の費用負担によるものとする。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の要件に適合するものとする。

### 21.6.7 A 検体または B 検体の分割

WADA、結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関、および/または（WADA もしくは結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関の承認を取得した）WADA 認定分析機関が、分割された検体の第一の部分を A 検体分析に使用し、分割された検体の第二の部分を確認のために使用する目的で A 検体または B 検体を分割することを希望する場合には、「分析機関に関する国際基準」に定める手続が遵守されるものとする。

### 21.6.8 検体およびデータを保有する WADA の権利

WADA は、いつでもその単独の裁量により、事前の通知を行うか否かにかかわらず、分析機関またはアンチ・ドーピング機関が保有する検体および関連分析データまたは情報を物理的に入手することができる。WADA が要求した場合には、検体またはデータを保有している分析機関またはアンチ・ドーピング機関は、WADA が直ちに検体またはデータにアクセスし、当該検体またはデータを物理的に入手することができるようにするものとする。WADA が検体またはデータを入手する前に分析機関またはアンチ・ドーピング機関に事前の通知を行わなかった場合は、WADA は入手した後合理的な時間内に、WADA が入手した検体またはデータを有していた分析機関および各アンチ・ド

ーピング機関に対し当該通知を行うものとする。潜在的なアンチ・ドーピング規則違反が発見された場合には、獲得された検体またはデータの分析および調査の後、WADAは、競技者を検査する権限を有する別のアンチ・ドーピング機関に対し、当該検体またはデータについて結果管理責任を引き受けるよう指示することができる。<sup>32</sup>

## 21.7 結果管理：責任、初期審査、通知および暫定的資格停止

本規程に基づく結果管理は、公平、迅速かつ効率的な方法によりアンチ・ドーピング規則違反案件を解決するために設計された手続を確立するものとする。

### 21.7.1 結果管理を実施する責任

**21.7.1.1** 規定 21.6.6、21.6.8 および下記の規定 21.7.1.3 から 21.7.1.5 までに別途定める場合を除き、結果管理は、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関（または、検体の採取が行われない場合には、アンチ・ドーピング規則違反の可能性につき競技者またはその他の人に最初に通知を付与し、その後当該アンチ・ドーピング規則違反を余念なく追及したアンチ・ドーピング機関）の責任とし、当該アンチ・ドーピング機関の手続上の規則に準拠するものとする。

**21.7.1.2** 国内アンチ・ドーピング機関の規則が、当該国の国民、居住者、市民権者もしくは当該国のスポーツ団体の加盟者ではない競技者もしくはその他の人に対する権限を国内アンチ・ドーピング機関に付与しない場合、または、国内アンチ・ドーピング機関が当該権限を行使しない場合には、結果管理は、該当する国際競技連盟または国際競技連盟の規則において指示されるとおり、当該競技者またはその他の人について権限を有する第三者により行われる。

**21.7.1.3** 主要競技大会機関が、主要競技大会機関が実施する競技会中に開始・採取した検体、または当該競技会中に発生したアンチ・ドーピング規則違反に関する限定的な結果管理責任のみを負う場合、主要競技大会機関は、結果管理の完了のために、国際レベルの競技者は World Sailing に付託するか、適用が可能な各国の機関に付託するものとする。

---

<sup>32</sup> [規定21.6.8の解説：WADAが検体またはデータを物理的に入手することへの抵抗または拒否は、不正干渉、違反関与、または「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に定める不遵守の行為を構成する可能性があり、また、「分析機関に関する国際基準」の違反を構成する可能性もある。必要な場合には、分析機関および/またはアンチ・ドーピング機関は、獲得された検体またはデータの該当国からの出国に遅延が生じないよう確保することについてWADAを支援するものとする。]

[規定21.6.8の解説：WADAは、勿論、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反、署名当事者による不遵守、または他の人によるドーピング活動に関連する正当な理由なく、検体または分析データを一方的に入手しない。しかし、正当な理由が存在するか否かに関する判断は、WADAがその裁量により下すものであり、異議の対象とならないものとする。とりわけ、正当な理由の有無は、アンチ・ドーピング規則違反またはその措置に対する抗弁とはならないものとする。]

**21.7.1.4** 潜在的な居場所情報関連義務違反（提出義務違反または検査未了）に関する結果管理は、「結果管理に関する国際基準」に定めるとおり、違反を問われる競技者による居場所情報の提出先である国際競技連盟または国内アンチ・ドーピング機関により処理されるものとする。提出義務違反または検査未了を認定するアンチ・ドーピング機関は、ADAMSを通してWADAに当該情報を提出するものとし、当該情報は、当該システムからその他の関連アンチ・ドーピング機関により利用可能なものとされる。

**21.7.1.5** World Sailing が、その権限下にある競技者およびその他の者が関与するアンチ・ドーピング規則違反に関して結果管理を実施する責任を負うその他の問題は、規定21.7を参照し、これに従って決定されるものとする。

**21.7.1.6** WADAは、World Sailing に対し、特定の状況において結果管理を行うよう指示することができる。World Sailing が、WADAの定める合理的な期限内に結果管理を行うことを拒否した場合には、当該拒否は不遵守行為と捉えられるものとし、WADAは、当該競技者またはその他の人について権限を有する他のアンチ・ドーピング機関に対し、その意思のある者に、World Sailing に代わって結果管理の責任を負わせることができ、また、当該アンチ・ドーピング機関が存在しない場合には、その意思のある他のアンチ・ドーピング機関に結果管理の責任を負わせることができる。この場合、World Sailing は、WADAが指定する他のアンチ・ドーピング機関に対し、結果管理を行う費用および弁護士報酬を償還するものとし、費用および弁護士報酬を償還しないことは、不遵守行為とみなされるものとする。

## 21.7.2 アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査および通知

アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査および通知は、「結果管理に関する国際基準」に従って行われるものとする。

## 21.7.3 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

アンチ・ドーピング機関は、上記に定めたとおり、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を競技者またはその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否かを判断するために、ADAMSを照会し、WADAその他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。

## 21.7.4 暫定的資格停止<sup>33</sup>

**21.7.4.1** 違反が疑われる分析報告またはアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の後の強制的な暫定的資格停止

---

<sup>33</sup> [規定21.7.4の解説：World Sailingによって暫定的資格停止が一方向的に課される前に、このアンチ・ドーピング規則および結果管理に関する国際基準に規定されている内部審査がまず完了されなければならない。]

World Sailing は、特定物質または特定方法以外の禁止物質または禁止方法につき、違反が疑われる分析報告または（アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査手続の完了にあたって）アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を受領した場合には、規定 21.7.2 により要求される審査および通知の後、速やかに競技者に対して暫定的資格停止を課すものとする。

以下の場合、強制的な暫定的資格停止は取り消されることがある。

- (i) 競技者が、当該違反が汚染製品に関するものである可能性があることを CAS アンチ・ドーピング部門対し立証した場合、または、
- (ii) 違反が濫用物質に関するものであり、競技者が規定 21.10.2.4.1 に基づく短縮された資格停止期間について権利を有することを立証した場合には、強制的な暫定的資格停止は取り消されることがある。

CAS アンチ・ドーピング部門による、汚染製品に関する競技者の主張に基づく強制的な暫定的資格停止を取り消さない旨の決定に対しては、不服申立てを提起することはできないものとする。

#### **21.7.4.2 特定物質、特定方法、汚染製品またはその他のアンチ・ドーピング規定違反に関する、違反が疑われる分析報告に基づく任意的な暫定的資格停止**

World Sailing は、規定 21.7.4.1 の対象とならないアンチ・ドーピング規則違反に対して、競技者の B 検体の分析または規定 21.8 に記載されている最終審問に先立って、暫定的資格停止を課することができる。

暫定的資格停止は、「結果管理に関する国際基準」に別段の定めがない限り、規定 21.8 に基づく CAS アンチ・ドーピング部門の決定前であれば、いつでも World Sailing の裁量で解除することができる。

#### **21.7.4.3 審問会または不服申立ての機会**

規定 21.7.4.1 および規定 21.7.4.2 にかかわらず、暫定的資格停止は、アンチ・ドーピング機関の規則によって、競技者またはその他の人が、

- (a) 暫定的資格停止が賦課される前、もしくは賦課された後適時に暫定審問会の機会を与えられ、または、
- (b) 暫定的資格停止を賦課された後、適時に規定 21.8 に基づく緊急審問会の機会を与えられない限り、賦課されない。

また、アンチ・ドーピング機関の規則は、規定 21.13 に従い、暫定的資格停止を賦課するまたは暫定的資格停止を賦課しない旨の決定に対して、迅速な不服申立てを行う機会を設けるものとする。暫定的資格停止の賦課、または暫定的資格停止を賦課しないという決定は、規定 21.13.2 に従って迅速な手続きを経て不服申立てすることができる。

#### **21.7.4.4 暫定的資格停止の自発的な受諾**

以下の場合、競技者は独自の判断により、以下のいずれか遅い方に先立ち、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。

- (i) B 検体の報告（または B 検体の放棄）から 10 日間または他のアンチ・ドーピング規則違反の通知から 10 日間の期間満了
- (ii) 競技者が当該報告または通知の後に最初に競技する日

その他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の通知から 10 日以内に、独自の判断により、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。

当該自発的な受諾にあたり、当該暫定的資格停止は完全な効力を有し、当該暫定的資格停止があたかも規定 21.7.4.1 または 21.7.4.2 に基づき賦課されたとした場合と同じ方法で取り扱われるものとする。但し、競技者またはその他の人は、暫定的資格停止を自発的に受諾した後いつでも当該受諾を撤回することができるが、かかる場合において競技者またはその他の人は当該暫定的資格停止中に従前服した時間について何ら控除を受けないものとする。

**21.7.4.5 A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が賦課されたが、それに続く B 検体の分析（競技者または World Sailing の要請がある場合）が A 検体の分析結果を追認しない場合には、競技者は、規定 21.2.1 の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止を賦課されないものとする。競技者（または、該当する主要競技大会機関もしくは国際競技連盟の規則に規定された競技者のチーム）が規定 21.2.1 の違反により競技大会の出場資格を失ったが、続く B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該競技大会にその他の影響を与えることなく当該競技者またはチームが当該競技大会に出場することが可能な場合には、当該競技者またはチームは、当該競技大会に出場できるものとする。**

### 21.7.5 結果管理に関する決定

World Sailing の結果管理に関する決定または裁定は、特定の地理的地域または World Sailing の競技に限定されることが意図されてはならず、以下を含むがこれらに限られない事項を取り扱い、決定するものとする。

- (i) アンチ・ドーピング規則違反が行われたか、または暫定的資格停止が賦課されるべきか、当該決定の事実的根拠、および違反があった本規程の具体的な条項、並びに
- (ii) 規定 21.9 および規定 21.10.10 に基づく該当する失効、メダルまたは褒賞の剥奪、資格停止期間（および当該機関の開始日）、ならびに金銭的措置を含むアンチ・ドーピング違反に由来するすべての措置。<sup>34</sup>

<sup>34</sup> [規定21.7.5の解説：結果管理に関する決定は、暫定的資格停止を含む。

World Sailingの各決定は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか否か、および、規定21.10.1に基づく失効（それは競技大会の所轄機関に任される）以外の失効を含む、当該違反に由来するすべての措置を取り扱うべきである。規定21.15に従い、当該決定およびその措置の賦課は、すべての国においてすべての競技について自動的な効果を有するものとする。例えば、競技会（時）に採取された検体について違反が疑われる分析報告に基づく、競技者がアンチ・ドーピング規定違反を行った旨の決定については、競技会で獲得された競技者の成績は規定21.9に基づき失効し、検体が採取された日から資格停止期間の存続期間を通して競技者が獲得した他の競技成績も、規定21.10.10に基づき失効する。違反が疑われる分析報告が競技大会における検査の結果である場合には、検体の採取前の競技者の当該競技大会における他の個人成績も第10.1項に基づき失効するか否かは、主要競技大会機関が決定する責任を負う。]

### 21.7.6 結果管理に関する決定の通知

競技者、その他の人、署名当事者および WADA は、規定 21.14 および「結果管理に関する国際基準」に定めるとおり、結果管理に関する決定について通知を受けるものとする。

### 21.7.7 競技からの引退<sup>35</sup>

結果管理手続の進行中に競技者またはその他の人が引退する場合には、結果管理を実施しているアンチ・ドーピング機関は、当該結果管理手続を完了させる権限を保有し続ける。

仮に、競技者またはその他の人が結果管理手続の開始前に引退する場合には、競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反した時点において競技者またはその他の人についての結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関が、結果管理を実施する権限を有する。

## 21.8 結果管理：公正な聴聞を受ける権利および聴聞会における決定の通知

アンチ・ドーピング規定違反を行ったと主張された人につき、結果管理について責任を負う各アンチ・ドーピング機関は、最低限、合理的な期間内に、WADA の「結果管理に関する国際基準」を遵守している、公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供するものとする。

### 21.8.1 公正な聴聞会

#### 21.8.1.1 公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネル

World Sailing は、規定 21.8 の責任（第一審の聴聞、聴聞の放棄および決定）を CAS アンチ・ドーピング部門（CAS ADD）に委任する。第一審の聴聞に関する CAS ADD の手続規則が適用されるものとする。CAS ADD は、競技者またはその他の人が、本規程および「結果管理に関する国際基準」に準拠して、公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルにより、合理的な時間内に公正な聴聞を受けることが常に確保されなければならない。

#### 21.8.1.2 聴聞手続き

**21.8.1.2.1** World Sailing が、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を通知する通知を競技者またはその他の人に送付し、競技者またはその他の人が規定 21.8.3.1 または 21.8.3.2 に従った聴聞会を放棄しなかった場合、事件は CAS ADD に付託され、聴聞および裁定のために付託されるものとし、これは、「結果管理に関する国際基準」である規定 21.8 および 21.9 に記載されている原則に従って実施されるものとする。

---

<sup>35</sup> [規定21.7.7の解説：競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング機関の権限に服する前に行った行為については、アンチ・ドーピング規則違反を構成しないが、スポーツ団体の加盟者から除外する正当な根拠たりうる。]

**21.8.1.2.2** 競技者および本アンチ・ドーピング規則の対象となるその他の人に関する競技大会に関連して開催される聴聞会は、CAS ADD により許可されている場合には、簡易な手続の方式で開催することができる。<sup>36</sup>

**21.8.1.2.1** WADA、加盟国内当局および競技者またはその他の者の国内アンチ・ドーピング機関は、オブザーバーとして聴聞会に出席することができる。いかなる場合においても、World Sailing は、係属中の事件の状況およびすべての聴聞会の結果について、これらの者に十分な情報を提供し続けるものとする。

## 21.8.2 決定の通知

**21.8.2.1** 聴聞会の終了時、またはその後速やかに、CAS ADD は、「結果管理に関する国際基準」の規定 21.9 に準拠した書面による決定書を発行しなければならない。その決定書には、決定の全理由、課された資格停止期間、規定 21.10.10 に基づく結果の失効、および該当する場合には、最大の潜在的な措置が課されなかった理由の正当性を含むものとする。

**21.8.2.2** World Sailing は、規定 21.13.2.3 に基づき不服申立てを行う権利を有する競技者またはその他の人および他のアンチ・ドーピング機関に対し、その決定を通知し、速やかに ADAMS に報告するものとする。当該決定は、規定 21.13.2.3 に規定されているとおりに不服を申立てることができる。

## 21.8.3 聴聞を受ける権利の放棄

**21.8.3.1** アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者またはその他の者は、明示的に聴聞を放棄し、World Sailing が提案する措置に同意することができる。

**21.8.3.2** 但し、アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者またはその他の人が、違反を主張するために World Sailing から送付された通知に定められた期限（14 日間を下回らないものとする）内にその主張に異議を申立てなかった場合には、その期限が満了した時点で、それらの者は、審問を放棄し、違反を認め、提案された措置を受け入れたものとみなされる。

**21.8.3.3** 規定 21.8.3.1 または 21.8.3.2 が適用される場合、CAS ADD の聴聞は必要ないものとする。その代わりに、World Sailing は、「結果管理に関する国際基準」の規定 21.9 に準拠した書面による決定書を速やかに発行するものとし、その決定書には、決定の全理由、課された資格停止期間、規定 21.10.10 に基づく結果の失効、および該当する場合には、最大の潜在的な措置が課されなかった理由の正当性が含まれるものとする。

---

<sup>36</sup> [規定21.8.1.2.2の解説：例えば、アンチ・ドーピング規則違反の問題が解決されなければ競技者の競技大会参加資格を判断できない場合には、主要競技大会の前日に緊急聴聞会が開催される可能性がある。また、事案の判断内容によって競技大会における競技者の成績の有効性や継続参加資格が左右される場合、競技大会開催期間中に緊急聴聞会が開催される可能性がある。]

**21.8.3.4 World Sailing** は、当該決定を **競技者**その他の者および規定 21.13.2.3 に基づく不服申立ての権利を有する他の **アンチ・ドーピング機関**に通知し、速やかに **ADAMS**に報告するものとする。

**World Sailing** は、規定 21.14.3.2 に基づき、その決定を公表するものとする。

#### 21.8.4 CASにおける一審制の審問

国際レベルの**競技者**、国内レベルの**競技者**またはその他の人に対し主張された**アンチ・ドーピング規則違反**は、**競技者**またはその他の人、**結果管理**を行う責任を負う**アンチ・ドーピング機関**および**WADA**の同意をもって、直接 **CAS**における一審制の審問の対象とすることができる。<sup>37</sup>

#### 21.9 個人の成績の自動的失効

**21.9.1 個人スポーツ**における**競技会（時）**検査に関して**アンチ・ドーピング規則違反**があった場合には、当該**競技会**において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該**競技会**において獲得されたメダル、得点、および褒賞の剥奪を含む措置が課される。<sup>38</sup>

#### 21.10 個人に対する制裁措置

##### 21.10.1 アンチ・ドーピング規則違反が発生した**競技大会**における成績の失効

**21.10.1.1 競技大会開催期間中**または**競技大会**に関連して**アンチ・ドーピング規則違反**が発生した場合、当該**競技大会**の所轄組織である組織の決定により、当該**競技大会**において得られた個人の成績は失効し、当該**競技大会**において獲得されたメダル、得点、および褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、規定 21.10.1.2 に定める場合は、この限りではない。

**競技大会**における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、**競技者**による**アンチ・ドーピング規則違反**の重大性の程度や、他の**競技会**において**競技者**に陰性の検査結果が出たか否かなどが挙げられる。<sup>39</sup>

---

<sup>37</sup> [規定21.8.4の解説：国際レベルまたは国内レベルで第一審の聴聞会を行い、その後CASにて新規に再度聴聞会を行うために要する費用の合計は、多額である場合がある。本項において特定される全当事者が、自己の利益が一審制の聴聞会で適切に保護される旨を納得する場合には、**競技者**または**アンチ・ドーピング機関**は2回の聴聞会にかかる追加費用を負担する必要がない。**アンチ・ドーピング機関**は、オブザーバーとしてCASの聴聞会に参加することができる。]

<sup>38</sup> [規定21.9の解説：チーム・スポーツについては、個人の選手が受領した賞は失効する。但し、チームの失効は、規定21.11に定めるとおりとする。チーム・スポーツではないがチームに対して賞が与えられるスポーツにおいては、一人または二人以上のチーム・メンバーが**アンチ・ドーピング規則**に違反した際におけるチームに対する失効またはその他の制裁措置は、国際競技連盟の適用される規則に従って課されることになる。]

<sup>39</sup> [規定21.10.1.1の解説：規定21.9によって、**競技者**に陽性検査結果が出た**競技会**（例、100メートル背泳ぎ）においては、その成績が失効するが、本項により、**競技大会**（例、世界水泳選手権大会）の開催期間中に実施された全レースの成績がすべて失効する可能性がある。]

**21.10.1.2** 競技者が当該違反に関して自己に「過誤または過失がないこと」を証明した場合には、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

#### **21.10.2 禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企てまたは保有に関する資格停止**

規定 21.2.1、21.2.2 または 21.2.6 の違反による資格停止期間は、規定 21.10.5、21.10.6 または 21.10.7 に基づく取り消し、短縮または猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

**21.10.2.1** 規定 21.10.2.4 を条件として、資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

**21.10.2.1.1** アンチ・ドーピング規則違反が特定物質または特定方法に関連しない場合。但し、競技者またはその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。<sup>40</sup>

**21.10.2.1.2** アンチ・ドーピング規則違反が特定物質または特定方法に関連し、World Sailing が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨を立証できた場合。

**21.10.2.2** 規定 21.10.2.1 が適用されない場合には、規定 21.10.2.4.1 項を条件として、資格停止期間は 2 年間とする。

**21.10.2.3** 「意図的」という用語は、規定 21.10.2 において用いられる場合には、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、または、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し、もしくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した競技者またはその他の人を指す。

競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。

競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力

---

<sup>40</sup> [規定21.10.2.1.1の解説：競技者またはその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは理論的には可能である一方で、規定21.2.1に基づくドーピング事案で、競技者が、禁止物質の出所（source）を証明することなく当該競技者が意図的でなく行動したことを証明することができる可能性は極めて低い。]

とは無関係に競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。<sup>41</sup>

**21.10.2.4** 規定 21.10.2 の他の規定にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が濫用物質に関するものである場合。

**21.10.2.4.1** 競技者が、摂取、使用または保有が競技会外で発生したものであること、および、競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、資格停止期間は3ヶ月間とする。

加えて、競技者またはその他の人が、結果管理責任を負うアンチ・ドーピング機関が承認した濫用物質治療プログラムを十分に完了した場合には、規定 21.10.2.4.1 に基づき算定された資格停止期間は、1ヶ月間に短縮される場合がある。規定 21.10.2.4.1 で確定された資格停止期間は、規定 20.10.6 のいかなる規定によっても短縮されない。<sup>42</sup>

**21.10.2.4.2** 摂取、使用または保有が競技会（時）に発生したものであり、かつ、競技者が、摂取、使用または保有の文脈が競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、当該摂取、使用または保有は規定 21.10.2.1 において意図的とは捉えられないものとし、また、規定 21.10.4 に基づき加重事情の存在を認定する根拠とはならないものとする。

### **21.10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止**

規定 21.10.2 に定められた以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間は、規定 21.10.6 または 21.10.7 が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

**21.10.3.1** 規定 21.2.3 または 21.2.5 の違反の場合には、資格停止期間は4年間とする。但し、

(i) 競技者が検体の採取に応じない場合に、アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を立証できたときはこの限りではなく、資格停止期間は2年間とするものとし、

(ii) 他のすべての事案において、競技者またはその他の人が、資格停止期間の短縮を正当化する例外的な状況を立証することができた場合には、資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により、2年間から4年間の範囲内とし、

---

<sup>41</sup> [規定21.10.2.3の解説：規定21.10.2.3は、規定21.10.2との関係のみにおいて適用される、「意図的」の特別な定義を規定している。]

<sup>42</sup> [規定21.10.2.4.1の解説：治療プログラムが承認されたか否か、および競技者またはその他の人がプログラムを十分に完了したか否かの判断は、World Sailingの単独の裁量により行われるものとする。本項は、World Sailingが、「偽物」の治療プログラムではない、適法かつ評判の良いプログラムを特定し、承認するために自己の判断を行う余地を付与することを意図している。しかし、適法な治療プログラムの特徴は広く多様で、時間の経過に従い変化する可能性があるため、受諾可能な治療プログラムのためにWADAが義務的な基準を策定することは実際的ではないことが予想されている。]

(iii) 要保護者またはレクリエーション競技者に関する事案においては、資格停止期間は、要保護者またはレクリエーション競技者の過誤の程度により、最長で2年間、最短で資格停止期間を伴わない譴責の範囲内とする。

**21.10.3.2** 規定 21.2.4 の違反の場合には、資格停止期間は2年間とするものとする。但し、競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターンまたはその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には当該競技者にはこれを適用しない。

**21.10.3.3** 規定 21.2.7 または 21.2.8 の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で4年間、最長で永久資格停止とするものとする。要保護者に関連する規定 21.2.7 または 21.2.8 の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポート・スタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポート・スタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、規定 21.2.7 または 21.2.8 の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関または司法機関に対して報告がなされるものとする。<sup>43</sup>

**21.10.3.4** 規定 21.2.9 の違反につき、賦課される資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で2年、最長で永久資格停止とするものとする。

**21.10.3.5** 規定 21.2.10 の違反につき、資格停止期間は2年間とするものとする。但し、競技者またはその他の人の過誤の程度および当該事案のその他の事情により、最短1年間となるまで短縮することができる。<sup>44</sup>

**21.10.3.6** 規定 21.2.11 の違反について、競技者またはその他の人の違反の重大性の程度により、資格停止期間は最短で2年、最長で永久資格停止とする。<sup>45</sup>

#### 21.10.4 資格停止期間を加重する可能性のある加重事情

---

<sup>43</sup> [規定21.10.3.3の解説：ドーピングを行っている競技者に関与し、または、ドーピングの隠蔽に関与した者には、陽性検査結果が出た競技者本人よりも、厳しい制裁措置が適用されるべきである。スポーツ団体の権限は、一般に、認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されていることから、サポート・スタッフを権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。]

<sup>44</sup> [規定21.10.3.5の解説：規定21.2.10（競技者またはその他の人が特定の対象者と関わること）に引用される「その他の人」が個人でなく団体である場合には、当該団体は規定21.12条の定めに従い制裁の対象となる場合がある。]

<sup>45</sup> [規定21.10.3.6の解説：規定21.2.5（不正干渉）および規定21.2.11（競技者またはその他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為）の両方に違反すると判断される行為は、より厳しい制裁措置を有する違反に基づき制裁が課されるものとする。]

World Sailing が、規定 21.2.7（不正取引または不正取引の企て）、規定 21.2.8（投与または投与の企て）、規定 21.2.9（違反関与または違反関与の企て）または規定 21.2.11（競技者またはその他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為）に基づく違反以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する個別の事案において、標準的な制裁措置よりも長い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情が存在することを立証した場合には、その立証がない場合には適用されたであろう資格停止期間は、違反の重大性および加重事情の性質により、2 年を上限とする追加の資格停止期間の分加重されるものとする。但し、競技者またはその他の人が、自分が故意に当該アンチ・ドーピング規則違反を行ったわけではないことを立証することができた場合には、この限りでない。<sup>46</sup>

#### 21.10.5 過誤または過失がない場合における資格停止期間の取消し

個別事案において、競技者が「過誤または過失がないこと」を立証した場合には、その立証がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。<sup>47</sup>

#### 21.10.6 「重大な過誤または過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮

##### 21.10.6.1 規定 21.2.1、21.2.2 または 21.2.6 の違反に対する特定の状況における制裁措置の短縮

規定 21.10.6.1 に基づく短縮の一切は、相互に排他的であり、累積的ではない。

##### 20.10.6.1.1 特定物質または特定方法

<sup>46</sup> [規定21.10.4の解説：規定21.2.7（不正取引または不正取引の企て）、規定21.2.8（投与または投与の企て）、規定21.2.9（違反関与または違反関与の企て）または規定21.2.11（競技者またはその他の人が、当局への通報を阻止し、または当局への通報に対して報復する行為）に基づく違反は、これらの違反に対する制裁措置が、加重すべき事情を考慮に入れることを許容した上で、既に永久資格停止を上限とする十分な裁量を有していることから、規定21.10.4の適用に含まれない。]

<sup>47</sup> [規定21.10.5の解説：本規定および規定21.10.6.2は、制裁措置の賦課に対してのみ適用され、アンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かの決定には適用されない。また、例えば、十分な注意を払ったにもかかわらず競技相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合等の例外的状況においてのみ適用される。逆に、「過誤または過失がないこと」は、次の場合には適用されない。

(a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（規定21.2.1）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている。）。

(b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医またはトレーナーが禁止物質を投与した場合（競技者は医療従事者の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医療従事者に対して伝達しなければならない。）。

(c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合（競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う。）。

但し、個々の事案の具体的な事実によっては、上記のような事案であっても、「重大な過誤または過失がないこと」として、規定21.10.6に基づき、制裁措置が短縮される可能性がある。]

アンチ・ドーピング規則違反が特定物質（濫用物質を除く。）または特定方法に関連する場合において、競技者またはその他の人が「重大な過誤または過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする。

#### 21.10.6.1.2 汚染製品

競技者またはその他の人が「重大な過誤または過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質（濫用物質を除く。）が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。<sup>48</sup>

#### 21.10.6.1.3 要保護者またはレクリエーション競技者

濫用物質に関連しないアンチ・ドーピング規則違反が要保護者またはレクリエーション競技者により行われた場合であって、要保護者またはレクリエーション競技者が「重大な過誤または過失がないこと」を立証することができたときは、資格停止期間は、要保護者またはレクリエーション競技者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間とする。

#### 21.10.6.2 規定 21.10.6.1 の適用を超えた「重大な過誤または過失がないこと」の適用

競技者またはその他の人が、規定 21.10.6.1 が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤または過失がないこと」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、規定 21.10.7 に該当した場合の更なる短縮または取消しに加え、競技者またはその他の人の過誤の程度により、短縮される場合がある。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ってはならない。

別段適用されたであろう資格停止期間が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は8年を下回ってはならない。<sup>49</sup>

---

<sup>48</sup> [規定21.10.6.1.2の解説：本項の利益を受けるためには、競技者またはその他の人は、検出された禁止物質が汚染製品に由来することを立証するのみならず、「重大な過誤または過失がないこと」も別途立証しなければならない。また、競技者は栄養補助食品を自己のリスクにおいて摂取することを告知されていることにも留意すべきである。

「重大な過誤または過失がないこと」に基づく制裁措置の短縮は、競技者が汚染製品を摂取する前に高度な注意を払った場合を除き、汚染製品の事案で適用されたことはほとんどない。競技者が禁止物質の出所 (source) を立証することができるか否かを評価するのにあたり、例えば、当該競技者が当該汚染製品を実際に使用したことを立証するために、当該競技者がドーピング・コントロール・フォームにおいて後日汚染されていると判断された製品を申告していたかどうかは重要である。

本項は、何らかの製造過程を経た製品以外にまで適用されるべきではない。違反が疑われる分析報告が、合理的な人がアンチ・ドーピング規則違反のリスクを予期しない状況における水道水や池の水などの「非製品」の環境汚染の結果である場合には、通常は、規定21.10.5に基づき、過誤または過失は存在しない。]

<sup>49</sup> [規定21.10.6.2の解説：規定21.10.6.2は、意図がアンチ・ドーピング規則違反の構成要件である条項（例えば、規定21.2.5、21.2.7、21.2.8、21.2.9または21.2.11）、意図が特定の制裁措置の構成要件である条項（例え

### 21.10.7 資格停止期間の取消し、短縮もしくは猶予または過誤以外を理由とするその他の措置

#### 21.10.7.1 本規程の違反を発見または立証する際の実質的な支援<sup>50</sup>

21.10.7.1.1 World Sailing は、規定 21.13 に基づく不服申立てに対する決定または不服申立期間の満了に先立ち、*競技者*またはその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関または懲戒機関に対して、*実質的な支援*を提供し、その結果、

- (i) アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し、もしくは該当手続を提起し、
- (ii) 刑事司法機関もしくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪もしくは職務規程に対する違反を発見し、もしくは該当手続を提起するに至り、*実質的な支援*を提供した人により提供された情報が、World Sailing または結果管理責任を負うアンチ・ドーピング機関により利用可能となり、
- (iii) 本規程、国際基準またはテクニカル・ドキュメントを遵守していないことに基づき、WADA が、署名当事者、WADA 認定分析機関または（「分析機関に関する国際基準」において定義される）アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットに対して手続を提起し、または、
- (iv) 刑事司法機関または懲戒機関が WADA の承認をもってドーピング以外のスポーツのインテグリティの違反に起因する犯罪またはプロフェッショナルもしくはスポーツの規則の違反を問うに至った場合。

には、その事案において課される措置（失効および義務的な一般開示を除く。）の一部を猶予することができる。

規定 21.13 条による不服申立てに対する決定または不服申立ての期間満了の後においては、World Sailing は、WADA の承認を得た場合にのみ、*実質的な支援*およびそれに伴う結果がなければ適用されたであろう措置の一部を猶予することができる。

*実質的な支援*およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間が猶予される程度は、*競技者*またはその他の人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性および*競技者*またはその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピング並びに本規程の不遵守および/またはスポーツのインテグリティの違反の根絶のための*実質的な支援*の重要性により定まるものとする。

資格停止期間は、*実質的な支援*およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の4分の3を超えては猶予されない。

本項において、*実質的な支援*およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間は、規定 21.10.9.3.2 に基づき加算されることのできた資格停止期間を含まないものとする。

*実質的な支援*を提供しようとする*競技者*またはその他の人が要求した場合には、World Sailing は、*競技者*またはその他の人が、条件付合意 (*Without Prejudice Agreement*) に従って World Sailing に情報を提供することを認めるものとする。

---

ば、規定21.10.2.1) または競技者もしくはその他の人の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、いかなるアンチ・ドーピング規則違反にも適用される場合がある。]

<sup>50</sup> [規定21.10.7.1の解説：自己の過ちを認め、他のアンチ・ドーピング規則違反を明るみに出そうとする意思を有する競技者、サポート・スタッフまたはその他の人の協力は、クリーンなスポーツのために重要である。]

競技者またはその他の人が、協力を継続せず、措置の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、措置を猶予した World Sailing は、元の措置を復活させるものとする。

World Sailing が、猶予された措置を復活させ、または、猶予された措置を復活させない旨決定した場合には、規定 21.13 に基づき不服申立てを行う権利を有するいかなる人も、当該決定に対して不服申立てを提起することができる。

**21.10.7.1.2** WADA は、競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング機関にさらに実質的な支援を提供することを促すために、World Sailing の要請またはアンチ・ドーピング規則違反もしくは他の本規程違反を行った（または、行ったと主張される）競技者もしくはその他の人の要請により、規定 21.13 に基づく不服申立ての決定の後を含む、結果管理手続のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して適切な猶予となると判断する内容について、承認をすることができる。

例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他措置に関し、本項に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、さらには、資格停止期間を設けないこと、義務的な一般開示がないことおよび/または賞金の返還もしくは罰金・費用の支払を命じないことについても、WADA は、承認をすることができる。WADA による承認は、本条で別途定めるとおり、措置の復活に服するものとする。

規定 21.13 にかかわらず、本規定 21.10.7.1.2 の文脈における WADA の決定は、不服申立ての対象とはならないものとする。

**21.10.7.1.3** World Sailing が、実質的な支援を理由として、実質的な支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を記載する通知を、規定 21.14 の定めに従い、規定 21.13.2.3 に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。

WADA は、アンチ・ドーピングの最善の利益に適合すると判断する特殊な状況においては、実質的な支援に関する合意または提供されている実質的な支援の性質についての開示を制限し、または、遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限を World Sailing に授権することができる。

#### **21.10.7.2** その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング規則違反の自認

アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（または、規定 21.2.1 以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、規定 21.7 に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、競技者またはその他の人が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、資格停止期間が短縮されることがある。但し、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の 2 分の 1 を下回ることはできない。<sup>51</sup>

---

<sup>51</sup> [規定 21.10.7.2 の解説：本項は、いずれのアンチ・ドーピング機関もアンチ・ドーピング規則違反の発生の可能性を認識していないという状況において、競技者またはその他の人が、アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て、自認する場合に適用されることが意図されている。競技者またはその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識を有した後に自認がなされたという場合に適用されることを意図しては

### 21.10.7.3 制裁措置の短縮に関する複数の根拠の適用

競技者またはその他の人が、規定 21.10.5、21.10.6 または 21.10.7 における 2 つ以上の規定に基づき、制裁措置の短縮について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間は、規定 21.10.7 に基づく短縮または猶予の適用前に、規定 21.10.2、21.10.3、21.10.5 および 21.10.6 に従って決定されるものとする。

競技者またはその他の人が資格停止期間の短縮または猶予の権利を規定 21.10.7 に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮または猶予されることがある。但し、短縮または猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の 4 分の 1 を下回ることとはできない。

### 21.10.8 結果管理に関する合意

#### 21.10.8.1 早期の自認および制裁措置の受諾に基づく特定のアンチ・ドーピング規則違反に対する 1 年間の短縮

競技者またはその他の人が、World Sailing により、4 年以上の資格停止期間（規定 21.10.4 項に基づき主張された資格停止期間を含む。）の主を伴う、アンチ・ドーピング規則違反の可能性について通知を受けた後に、アンチ・ドーピング規則違反の責任の通知を受領してから 20 日以内に、違反を自認し、かつ、主張された資格停止期間を受け入れた場合には、競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング機関が主張する資格停止期間について、1 年間の短縮を受ける場合がある。

競技者またはその他の人が、本規定 21.10.8.1 に基づき主張された資格停止期間について 1 年間の短縮を受けた場合には、他の条項に基づき、当該主張された資格停止期間について更なる短縮を受けることは認められないものとする。<sup>52</sup>

#### 21.10.8.2 事案解決合意

競技者またはその他の人が、World Sailing によりアンチ・ドーピング規則違反について責任を問われてからアンチ・ドーピング規則違反を自認し、World Sailing および WADA がその裁量により受諾可能と判断する措置に合意した場合には、

- (a) 競技者またはその他の人は、World Sailing および WADA による、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対する規定 21.10.1 から 21.10.7 までの適用、違反の重大性、競技者またはその他の人の過誤の程度、および競技者またはその他の人が違反を自認した迅速さの評価に基づき、資格停止期間の短縮を受けることができ、
- (b) 資格停止期間の開始日は、検体の採取の日または直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで遡及させることができる。

---

いない。資格停止が短縮されるべき程度は、競技者またはその他の人が自発的に申し出なかったとしても発覚したであろう可能性の程度に基づいて決せられるべきである。]

<sup>52</sup> [規定21.10.8.1の解説：例えば、World Sailingが、競技者が蛋白同化ステロイド薬を使用して規定21.2.1に違反したと主張し、適用される資格停止期間が4年間であると主張した場合には、競技者は、本項で特定される期間内に、違反を自認し3年間の資格停止を受け入れることによって、一方的に資格停止期間を3年間に短縮することができ、その場合更なる短縮は認められない。これにより、聴聞会を開催する必要なく事案が解決する。]

但し、いずれの事案においても、本項が適用される場合には、*競技者*またはその他の人は、*競技者*またはその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日または*暫定的資格停止*の賦課（*競技者*またはその他の人が後続的にこれを遵守したもの。）を受け入れた日のいずれか早い方から起算して、少なくとも合意された*資格停止期間*の2分の1について、これに服するものとする。事案解決合意を締結するか否かのWADAおよびWorld Sailingの判断、並びに*資格停止期間*の短縮期間および開始日は、聴聞機関の判断または審査の対象ではなく、規定21.13に基づく不服申立ての対象とはならない。

*競技者*またはその他の人が本項に基づき事案解決合意を締結することを要求した場合には、World Sailingは、*競技者*またはその他の人が、*条件付合意*に従ってWorld Sailingと当該アンチ・ドーピング規則違反の自認について協議することを認めるものとする。<sup>53</sup>

### 21.10.9 複数回の違反

#### 21.10.9.1 2回目または3回目のアンチ・ドーピング規則違反

**21.10.9.1.1** *競技者*またはその他の人による2回目のアンチ・ドーピング規則違反につき、*資格停止期間*は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。

(a) 6ヶ月の*資格停止期間*、または

(b) 以下の範囲内の*資格停止期間*

(i) 1回目のアンチ・ドーピング規則違反につき課された*資格停止期間*と、当該2回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも1回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう*資格停止期間*との合計、並びに

(ii) 2回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも1回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう*資格停止期間*の2倍。

この範囲内における*資格停止期間*は、全体の状況および2回目の違反に関する*競技者*またはその他の人の過誤の程度に基づき判断される。

**21.10.9.1.2** 3回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の*資格停止*となる。但し、3回目のアンチ・ドーピング規則違反が規定21.10.5もしくは21.10.6の*資格停止期間*の取消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、規定21.2.4に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記但書の場合には、*資格停止期間*は8年から永久*資格停止*までとする。

**21.10.9.1.3** 規定21.10.9.1.1および21.10.9.1.2により確定された*資格停止期間*は、規定21.10.7の適用により、さらに短縮されることがある。

**21.10.9.2** *競技者*またはその他の人が過誤または過失がないことを立証したアンチ・ドーピング規則違反は、規定21.10.9において従前の違反とは判断されないものとする。さらに、規定21.10.2.4.1

<sup>53</sup> [規定21.10.8.2の解説：本規定21.10に定める軽減要因または加重要因は、事案解決合意に定める措置にたどり着く上で考慮されるものとし、当該合意の条件を超えて適用されないものとする。]

に基づき制裁措置を賦課されたアンチ・ドーピング規則違反は、規定 21.10.9 の目的において違反とは判断されないものとする。

### 21.10.9.3 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

**21.10.9.3.1** 規定 21.10.9 に基づいて制裁措置を課すことにおいて、規定 21.10.9.3.2 および 21.10.9.3.3 に定める場合を除き、*競技者*またはその他の人が規定 21.7 に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、または、World Sailing が1回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該*競技者*またはその他の人が追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを World Sailing が証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反は2回目のアンチ・ドーピング違反であると判断される。

World Sailing が当該事実を証明することができない場合には、当該2回の違反は、全体として一つの1回目の違反として扱われ、*加重事情*の適用を含めてより厳しい制裁措置が課される方の違反に基づき、制裁措置が課されるものとする。複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡ったすべての*競技会*における結果は、規定 21.10.10 に規定されているとおりに失効する。<sup>54</sup>

**21.10.9.3.2** World Sailing が、*競技者*またはその他の人が通知前に追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、および当該追加の違反が1回目に通知された違反の12ヶ月以上前または12ヶ月以上後に発生したものであることを立証した場合、当該追加の違反に関する*資格停止期間*は、当該追加の違反が単独の1回目の違反であるかのように算定され、当該*資格停止期間*は、前に通知された違反について賦課された*資格停止期間*と同時ではなく連続的に服されるものとする。

本規定 21.10.9.3.2 が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、規定 21.10.9.1 の目的において単一の違反を構成するものとする。

**21.10.9.3.3** World Sailing が、*競技者*またはその他の人が、主張されているアンチ・ドーピング規則違反についての*ドーピング・コントロール*手続に関連して規定 21.2.5 の違反を行ったことを立証した場合には、当該規定 21.2.5 の違反は単独の1回目の違反として取り扱われ、当該違反に関する*資格停止期間*は、その基にあるアンチ・ドーピング規則違反について賦課された*資格停止期間*（もしあれば）と同時にではなく連続的に服されるものとする。

本規定 21.10.9.3.3 が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、規定 21.10.9.1 の目的において単一の違反を構成するものとする。

**21.10.9.3.4** World Sailing が、*競技者*またはその他の人が*資格停止期間*中に2回目または3回目のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを立証した場合には、これら複数回の違反に関する*資格停止期間*は同時にではなく連続的に服されるものとする。

---

<sup>54</sup> [規定21.10.9.3.1の解説：制裁措置の賦課の後、World Sailingが1回目のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反の事実を発見した場合には、同じ規則が適用される。すなわち、World Sailingは、加重事情の適用を含め、仮に2つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて制裁措置を課すものとする。]

#### 21.10.9.4 10年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反

規定 21.10.9 の適用において、各アンチ・ドーピング規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 10 年以内に発生していなければならない。

#### 21.10.10 検体の採取またはアンチ・ドーピング規則違反後の競技会における成績の失効

規定 21.9 に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日（競技会（時）であるか競技会外であるかは問わない。）またはその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生の日から、暫定的資格停止または資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、得点、および褒賞の剥奪を含む措置が課される。<sup>55</sup>

セーリング競技規則の目的のために、規定 21.10.10 は RRS 63.1、90.3(e)および A5 に優先するものとする。関連する判決の通知に応じて、主催団体は大会のスコアを修正するものとする。

#### 21.10.11 剥奪された賞金

World Sailing がアンチ・ドーピング規則違反の結果により失効した賞金を回収した場合、失効した競技者が競技に参加していなかった場合に権利を与えられたであろう競技者に、この賞金を割り当てて分配するための合理的な手段を講じなければならない。<sup>56</sup>

#### 21.10.12 金銭的措置

意図的に空白としている。

#### 21.10.13 資格停止期間の開始

競技者がアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間に既に服している場合には、新規の資格停止期間は、進行中の資格停止期間が終了した後の 1 日目に開始するものとする。その他の場合には、以下に定める場合を除き、資格停止期間は、資格停止を定める聴聞会の終局的な決定の日、または、聴聞会に参加する権利が放棄されもしくは聴聞会が行われなない場合には、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始するものとする。

---

<sup>55</sup> [規定21.10.10の解説：アンチ・ドーピング規則のいかなる規定も、アンチ・ドーピング規則に違反した人の行為により損害を受けたクリーンな競技者またはその他の人が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行使を妨げるものではない。]

<sup>56</sup> [規定21.10.11の解説：本項は、没収された賞金を徴収するための措置を講じるという積極的な義務をWorld Sailingに課すことを意図したものではない。World Sailingが剥奪された賞金を回収する行動をとらないことを選択した場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、剥奪された競技者が競技しなかったならば当該賞金を受け取っていたであろう競技者に対し、当該賞金を回収する自己の権利を譲渡する場合がある。「賞金を割り当て、分配するための合理的な手段」とは、回収された剥奪された賞金を、国際競技連盟およびその競技者が合意するとおりに使用することを含む場合もある。]

**21.10.13.1 競技者またはその他の人の責に帰すべきではない遅延**

聴聞手続またはドーピング・コントロールの各局面において大幅な遅延が発生した場合であって、競技者またはその他の人が、当該遅延が当該競技者またはその他の人の責に帰すべきものではないことを立証することができたときは、World Sailing または CASADD は、最大で検体の採取の日または直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間(遡及的資格停止を含む)の間に獲得された一切の競技成績は、失効するものとする。<sup>57</sup>

**21.10.13.2 服した暫定資格停止または資格停止期間の控除**

**21.10.13.2.1 競技者またはその他の人が暫定的資格停止を遵守した場合、当該競技者またはその他の人は、最終的に課せらるる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者またはその他の人が暫定的資格停止を遵守しなかった場合には、当該競技者またはその他の人は、服した暫定的資格停止期間について何ら控除を受けないものとする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該競技者またはその他の人は、不服申立て後に最終的に課せられる資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受けるものとする。**

**21.10.13.2.2 競技者またはその他の人が、書面により、結果の管理の権限を有する World Sailing からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該競技者またはその他の人は最終的に課せられる資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者またはその他の人の自発的な暫定的資格停止の受入れを証する書面の写しは、規定 21.14.1 に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。<sup>58</sup>**

**21.10.13.2.3 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、または、所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。**

**21.10.13.2.4 チーム・スポーツにおいて、資格停止期間がチームに課される場合には、公平性の観点から別段の要請がなされる場合を除き、資格停止期間は資格停止を賦課した聴聞会による終局的決定日に開始するものとし、または、聴聞を受ける権利が放棄されたときには、資格停止期間が受諾された日もしくは別途賦課された日に開始するものとする。チームに対する暫定的資格停止期間**

---

<sup>57</sup> [規定21.10.13.1の解説：規定21.2.1に基づく場合以外のアンチ・ドーピング規則違反の事案につき、アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反を立証するのに十分な事実を積み上げ、立証する上で、長時間を要する可能性がある。特に、競技者またはその他の人が発覚を回避するために自ら行動を起こした場合には、これが当てはまる。これらの状況においては、より早くから制裁措置の賦課を開始するという、本項の認める柔軟性は、適用されるべきではない。]

<sup>58</sup> [規定21.10.13.2.2の解説：競技者の自発的な暫定的資格停止の受入れは、競技者による自認ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。]

は（賦課されたか、自発的に受諾されたかを問わず）、服すべき合計資格停止期間から控除されるものとする。

#### 21.10.14 資格停止または暫定的資格停止中の地位

##### 21.10.14.1 資格停止または暫定的資格停止中の参加の禁止

資格停止を宣言され、または暫定的資格停止の対象である競技者またはその他の人は、当該資格停止または暫定的資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関または署名当事者の加盟機関のクラブもしくは他の加盟機関が認定し、もしくは主催する競技会もしくは活動（但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラムもしくはリハビリテーション・プログラムは除く。）または、プロフェッショナル・リーグ、国際レベルもしくは国内レベルの競技大会機関が認定し、もしくは主催する競技会、または、政府機関から資金拠出を受けるエリートもしくは国内レベルの競技活動には、いかなる立場においても参加できない。

課された資格停止期間が4年間より長い競技者またはその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、本規程署名当事者もしくは本規程署名当事者の一員から公認されておらず、または、その他これらの管轄の下にない国内スポーツの競技大会に、競技者として参加することができる。但し、当該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者またはその他の人が、国内選手権大会または国際競技大会への出場資格を直接的または間接的に取得できる（または、国内選手権大会もしくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、保護される者と共に活動する競技者またはその他の人に関連する大会であってはならない。

資格停止期間が課された競技者またはその他の人は、引き続き検査の対象になる共に、World Sailing に居場所情報の提供が必要である。<sup>59</sup>

---

<sup>59</sup> [21.10.14.1の解説：例えば、規定20.10.14.2を条件として、資格停止中の競技者は、自己の所属する国内競技連盟が主催するトレーニングキャンプ、エキシビションもしくは練習、または、自身の国内競技連盟の加盟クラブもしくは政府機関から資金拠出を受けるクラブが主催するトレーニングキャンプ、エキシビションもしくは練習に参加することができない。

さらに、資格停止中の競技者は、規定20.10.14.3に定められた措置を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナル・リーグ（例、NHL、NBA他）または非署名当事者である国際競技大会機関もしくは国内レベルの競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。

また「活動」という用語は、例えば本項に記載する機関のオフィシャル、取締役、役員、職員またはボランティアとしての役務提供などの事務活動も含む。ある競技種目に課される資格停止は、他の競技種目においても承認されるものとする。（規定15.1の決定の自動的な拘束力ある効果を参照すること）。

資格停止期間に服している競技者またはその他の人は、資格停止期間中のいかなる時もコーチをしたり他の資格においてサポート・スタッフとして行動したりすることを禁止されており、そのようなことを行った場合には、他の競技者による規定21.2.10の違反につながる可能性がある。資格停止期間中に達成された記録は、いかなる目的においてもWorld Sailingまたはその国内競技連盟により承認されることはない。]

#### 21.10.14.2 トレーニングへの復帰

規定 21.10.14.1 の例外として、*競技者*は次のいずれか短い方の間に、チームトレーニングするために、または、World Sailing または他の *署名当事者*の加盟機関の加盟クラブまたは他の加盟機関の施設を利用するために復帰することができる。

- (1) 当該 *競技者*の *資格停止期間*の最後の 2 ヶ月間、または
- (2) 賦課された *資格停止期間*の最後の 4 分の 1 の期間。<sup>60</sup>

#### 21.10.14.3 資格停止または暫定的資格停止中の参加の禁止の違反

*資格停止*の宣告を受けた *競技者*またはその他の人が、*資格停止期間*中に規定 21.10.12(a)の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の *資格停止期間*と同じ長さの新たな *資格停止期間*が元の *資格停止期間*の終わりに追加されるものとする。

新たな *資格停止期間*(*資格停止期間*を伴わない譴責を含む。)は、*競技者*またはその他の人の *過誤*の程度および当該事案のその他の状況に基づき調整される場合がある。

*競技者*またはその他の人が参加の禁止に違反したか否か、および、調整が妥当であるか否かは、当初の *資格停止期間*の賦課に至った *結果管理*を行ったアンチ・ドーピング機関により決定されなければならない。当該決定に対しては、規定 21.13 に基づき不服申立てを提起することができる。

規定 21.10.14.1 に記載する *暫定的資格停止*中に参加の禁止に違反した *競技者*またはその他の人は、服した *暫定的資格停止期間*について控除を受けないものとし、当該参加の成績は失効するものとする。

*資格停止*または *暫定的資格停止期間*中に参加の禁止に違反した人を支援した *サポート・スタッフ*またはその他の人に対して、World Sailing は、当該支援に関して規定 21.2.9 違反に対する制裁措置を課すものとする。

#### 21.10.14.4 資格停止期間中の補助金の停止

加えて、規定 21.10.5 または 21.10.6 のとおり制裁措置が軽減される場合を除き、アンチ・ドーピング規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金またはその他のスポーツ関係の便益の全部または一部は、World Sailing とその *加盟各国連盟*により停止される。

#### 21.10.15 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、規定 21.14.3 に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。

---

<sup>60</sup> [規定21.10.14.2の解説：多くのチーム・スポーツおよび一部の個人スポーツ(例えば、スキージャンプや体操)においては、*競技者*は、当該*競技者*の*資格停止期間*の終了時に競技できる準備が整うよう、*競技者*自身のみで効果的にトレーニングすることができない。本項で記載されたトレーニング期間中、*資格停止*の対象となっている*競技者*は、トレーニング以外に、規定21.10.14.1に記載されたいかなる競技や活動にも従事してはならない。]

## 21.11 セーリング・チームに対する措置

### 21.11.1 セーリング・チームの検査

セーリング・チーム構成員の2名以上が競技大会に関連して、規定21.7のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合には、当該競技大会の所轄組織は、当該競技大会の期間中に、当該チームのすべてのメンバーに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

### 21.11.2 セーリング・チームに対する措置

(a) 2人のメンバーからなるセーリング・チームの1人のメンバー、または  
(b) 3人以上のメンバーからなるセーリング・チームの2人以上のメンバー、  
が競技大会の期間中にアンチ・ドーピング規則に違反したことが明らかになった場合には、当該競技者個人に対するアンチ・ドーピング規則違反の措置に加え、当該競技大会の所轄組織は、当該セーリング・チームに対しても、適切な制裁措置(例、得点の剥奪、競技会または競技大会における失効、その他の制裁措置)を課すものとする。

## 21.12 他の関係団体に対する World Sailing の制裁措置

World Sailing は、加盟国の機関またはその権限を有するその他のスポーツ団体が、当該組織または団体の権限範囲内でアンチ・ドーピング規則を遵守、実施、支持、および執行しなかったことに気付いた場合、World Sailing には次の追加懲戒処分を行う権限がある。

**21.12.1** 当該組織または団体の構成員のすべてまたはその中のグループを、特定の将来の競技大会または特定の期間内に行われる競技大会の一切から排除する可能性を含むものとする。

**21.12.2** World Sailing の活動に参加する組織または団体の承認、メンバーの資格に関して以下の追加の懲戒処分を行う。

**21.12.2.1** 12ヶ月の間に、競技者または当該組織または団体に所属する選手またはその他の者が、4回以上のアンチ・ドーピング規則違反(規定21.2.4に関する違反を除く)。このような場合には、以下のいずれかまたは双方が課されることがある。

- (a) 当該組織または団体の構成員のすべて、または一部のグループは、最長2年間、World Sailing 活動への参加の禁止。
- (b) 当該組織または団体が World Sailing に加盟している場合には、World Sailing の年間登録料の5倍に相当する額までの罰金。

**21.12.2.2** 規定12.2.1に記載された違反に加えて、当該組織または団体に所属する競技者またはその他の人が、12ヶ月間に4回以上のアンチ・ドーピング規則違反(規定21.2.4に関する違反を除く)を犯した場合、その組織または団体は、World Sailing 定款および規則の会員資格停止に関する手続きに基づき、本規定21を遵守せず、これを確実に遵守しなかったことを理由に、World Sailing からの会員資格を停止されることがある。

**21.12.2.3** 当該組織または団体に所属する2人以上の競技者またはその他の人が、国際競技大会中にアンチ・ドーピング規則違反を犯した場合、当該組織または団体は、最大10,000英国ポンドの罰金を科される場合がある。

**21.12.2.4** 当該組織または団体が、World Sailing から情報提供の要請を受けた後に、競技者の居場所についてWorld Sailing に情報を提供し続けるための真摯な努力を怠った場合、当該組織または団体は競技者の検査に要した世界セーリングの全費用の償還に加えて、競技者1人当たり1,000英国ポンドを上限とする罰金を科されることがある。

**21.12.3** 当該組織または団体への一部またはすべての資金提供や、その他の財政的および非財政的支援のすべてを差し控える。

**21.12.4** 当該組織または団体に所属する競技者またはその他の人が犯した本アンチ・ドーピング規則違反に関連するすべての費用（検査費用、聴聞費用および旅費を含むが、これに限定されない）を、当該組織または団体に対してWorld Sailing に弁済することを義務付ける。

## **21.13 結果管理：不服申立て<sup>61</sup>**

### **21.13.1 不服申立ての対象となる決定**

本規程またはアンチ・ドーピング規則に従って採択された規則に基づいて下された決定については、以下の規定21.13.2から21.13.7までの規定またはアンチ・ドーピング規則、本規程もしくは国際基準に従い不服申立てを行うことができる。当該決定は、不服申立審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。

#### **21.13.1.1 審査範囲の非限定**

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定の審査者が審査した論点または審査範囲に、限定されない。

不服申立ての当事者は、第一審の聴聞会で提起され、または取り扱われたのと同じ請求原因または同じ一般的な事実もしくは状況に起因する限りにおいて、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的主張を提出することができる。<sup>62</sup>

---

<sup>61</sup> [規定21.13の解説：本規程の目的は、終局的な不服申立ての途も開かれた、公平かつ透明性のある内部手続を通じてアンチ・ドーピング関連の諸問題を解決することである。アンチ・ドーピング機関によって下されるアンチ・ドーピング関連の決定は、規定21.14により透明性が確保されている。特定の人およびWADAを含む団体には、これらの決定に不服申立てを行う機会が与えられている。なお、規定21.13に基づく異議申立ての権利を有する利害関係者および利害関係団体の定義には、他の競技者に対し失効処分が下された場合に利益を得る可能性のある競技者またはその所属する国内競技連盟は含まれていないことに注意を要する。]

<sup>62</sup> [規定21.13.1.1の解説：改定された文言は、2015年版の規程を実質的に変更するものではなく、むしろ明確化することを意図している。例えば、競技者が第一審の聴聞会で不正干渉のみについて責任を問われたが、同じ行為が違反関与にも該当する場合、不服申立てを行う当事者は、当該不服申立てにおいて、競技者に対して不正干渉と違反関与の両方の責任を追及することができる。]

**21.13.1.2** CASは不服申立てのなされた判断に拘束されない。

CASはその決定を下すにあたり、その決定に対し不服申立てが提起されている組織により行使された裁量に服することができない。<sup>63</sup>

**21.13.1.3** WADAは内部的救済を尽くすことを義務づけられない。

規定 21.13 に基づき WADAが不服申立てを行う権利を有し、かつ、World Sailing の手続において、その他の当事者が終局的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADAは当該決定に対し、World Sailing の手続における他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接不服申立てを行うことができる。<sup>64</sup>

### **21.13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、暫定的資格停止、決定の実施、および権限に関する決定に対する不服申立て**

アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反の措置を課す、または、課さない旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反がなかった旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続が手続上の理由(例えば、時効を含む。)により進めることができないという決定、引退した競技者が競技に復帰する際の規定 21.5.6.1 に基づく 6 ヶ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨の WADA による決定、規定 21.7.1 に基づき結果管理を課す WADA による決定、違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として主張しないこととする World Sailing による決定、もしくは「結果管理に関する国際基準」に従いドーピング調査の後にアンチ・ドーピング規則違反に関する手続を進めないこととするアンチ・ドーピング機関による決定、暫定聴聞会の結果として暫定的資格停止を賦課し、または取り消す決定、World Sailing による規定 21.7.4 の不遵守、World Sailing が、主張されたアンチ・ドーピング規則違反もしくはその措置につき判断する権限を有さない旨の決定、措置を猶予しもしくは猶予しない旨、もしくは規定 21.10.7.1 に基づき猶予された措置を復活しもしくは復活しない旨の決定、規定 21.7.1.4 および 21.7.1.5 の不遵守、規定 21.10.8.1 の不遵守、規定 21.10.14.3 の決定、規定 21.15 に基づく別のアンチ・ドーピング機関の決定を実施しない旨の World Sailing の決定並びに規定 21.27.3 に基づく決定については、規定 21.13.2 の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。

#### **21.13.2.1 国際レベルの競技者または国際競技大会に関連する不服申立て**

国際競技大会への参加により発生した事案または国際レベルの競技者が関係した事案の場合には、当該決定は、CASにのみ不服申立てを行うことができる。<sup>65</sup>

<sup>63</sup> [規定21.13.1.2の解説：CASの手続は新規(de novo)である。CASにおける聴聞会において、従前の手続により証拠が制限されることはなく、また、従前の手続は重要性を有さない。]

<sup>64</sup> [規定21.13.1.3の解説：World Sailingにおける手続の最終段階の前(例、第1回目の聴聞会)に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もがWorld Sailingの手続に対する不服申立てを行わなかった場合には、WADAはWorld Sailingの内部手続における残存手続を経ることなく、CASに対して直接不服申立てを行うことができる。]

<sup>65</sup> [規定21.13.2.1の解説：CASの決定は、仲裁判断の取消しまたは執行について適用のある法令により審査が義務づけられる場合を除き、終局的なものであり拘束力を有する。]

**21.13.2.2** その他の競技者またはその他の人が関係する不服申立て

規定 21.13.2.1 が適用されない場合には、競技者またはその他の者に対して権限を有する国内アンチ・ドーピング機関が定めた規則に従って、決定を不服審査機関に不服申立てをすることができる。不服申立てに関する規則は、次に掲げる原則を尊重するものとする。

- ・時宜にかなった聴聞会
- ・公正かつ公平で、運営上の独立性および組織的な独立性を有する聴聞パネル
- ・自費で代理人を立てる権利
- ・時宜にかなった、書面による、理由付きの決定

上述のような機関が設置されておらず、不服申立ての時点で利用可能な場合は、適用される手続き規則に従って CAS に不服申立てを行うことができる。

**21.13.2.3** 不服申立てを行う権利を有する人**21.13.2.3.1** 国際レベルの競技者または国際競技大会が関係する不服申立て

規定 21.13.2.1 に定められている事案の場合、CAS に不服申立てを行う権利を有する当事者は次のとおりとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者またはその他の人
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) World Sailing
- (d) 当該人の居住地国または当該人が国民であり、もしくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会  
(オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- (f) WADA

**21.13.2.3.2** その他の競技者またはその他の人が関係する不服申立て

規定 21.13.2.2 に定められている事案の場合、不服申立機関に不服申立てを行う権利を有する当事者は、国内アンチ・ドーピング機関の定めのとおりとするが、最低限、次の者を含むものとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者またはその他の人
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) World Sailing
- (d) 当該人の居住地国または当該人が国民でありもしくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会  
(オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合)
- (f) WADA

規定 21.13.2.2 に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会および関係する World Sailing は、不服申立機関の決定に関して、CAS にも不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチ・ドーピング機関からすべての関係情報を取得するために CAS からの支援を受けることができるものとし、また、CAS が命じた場合には当該情報は提供されるものとする。

#### 21.13.2.3.3 通知義務

CAS の不服申立ての全当事者は、WADA および不服申立てを行う権利を有するすべての当事者が、不服申立てについて適時の通知を付与されたことを確保しなければならない。

#### 21.13.2.3.4 暫定的資格停止賦課に対する不服申立て

この他の規定にかかわらず、暫定的資格停止の賦課に不服申立てを行うことができる人は、当該暫定的資格停止が賦課された、競技者またはその他の人に限る。

#### 21.13.2.3.5 規定 21.12 に基づく決定に対する不服申立て

規定 21.12 に基づく World Sailing による決定は、加盟国の機関またはその他の機関によって World Sailing 司法委員会にのみ不服申立てすることができる。

#### 21.13.2.4 交差不服申立ておよびその他認められる後続の不服申立て

本規程に基づき CAS に提起された事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。規定 21.13 に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の答弁時まで、交差不服申立てまたは後続の不服申立てを提起しなければならない。<sup>66</sup>

#### 21.13.3 World Sailing による時機に遅れた決定

WADA が定めた合理的な期間内に、World Sailing が個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、決定を下さなかった場合には、WADA は、World Sailing がアンチ・ドーピング規則違反はないと判断する決定を下したものとして、CAS に対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CAS の聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手續遂行に関する WADA の費用および弁護士報酬は、World Sailing に対して償還されるものとする。<sup>67</sup>

<sup>66</sup> [規定21.13.2.4の解説：2011年以降、CAS規則においては、競技者の不服申立期間の満了後にアンチ・ドーピング機関が決定に対し不服申立てを提起した場合に、競技者が交差不服申立てを提起する権利が認められなくなったため、本条項が必要となる。本条項は、全当事者のために完全な聴聞会を行うことを認めている。]

<sup>67</sup> [規定21.13.3の解説：個々のアンチ・ドーピング規則違反のドーピング調査および結果管理手續における様々な事情に鑑みると、WADAがCASに対して直接に不服申立てを行うに先立ちWorld Sailingが決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。但し、当該行動が取られる前に、WADAはWorld Sailingと協議し、かつ、World Sailingに対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。]

**21.13.3.1 関係団体による時機に遅れた決定**

特定の場合において、加盟国の機関または World Sailing の管轄下にあるその他の機関が、World Sailing が定めた合理的な期限内に、この規定 21 の定めるところにより要求される決定を行わなかった場合、World Sailing は、その決定を行うことができる。

- (a) ファイルの引継ぎを行い、規定 21.8 に従って、*競技者*またはその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反を主張すること。
- (b) 不履行の結果発生した World Sailing の合理的な経費、費用および弁護士代金のすべての支払いを不履行機関に要求すること。

**21.13.4 TUE**に関連する不服申立て

TUE 決定に対しては、規定 21.4.4. に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。

**21.13.5 不服申立決定の通知**

不服申立ての当事者である World Sailing は、規定 21.14 に定めるとおり、*競技者*またはその他の人並びに規定 21.13.2 に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申立決定を速やかに提供するものとする。

**21.13.6 不服申立てを提出する時期**<sup>68</sup>**21.13.6.1 CAS**への不服申立て

CAS に不服申立てを提起できる期間は、不服申立てをしようとする者がその判定を受理した日から 21 日とする。上記にかかわらず、不服申立ての権利がある当事者（但し、不服申立てされているその判定を導いた手続きの当事者ではない）によって提出された不服申立てに関して下記が適用される。

- (a) 決定の通知から 15 日以内に、当該当事者は結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関に対し、決定に係るすべてのファイルの写しを請求する権利を有する。
- (b) そのような要求が 15 日以内に行われた場合、その要求者は、ファイルを受領してから 21 日以内に CAS に申立てをすること。

上記にもかかわらず WADA による不服申立てまたは介入の期限は、遅くとも、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる最終日から 21 日後
- (b) WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

**21.13.6.2 規定 21.13.2.2 に則った不服申立て**

---

<sup>68</sup> [規定 21.13.6 の解説：CAS 規則または本アンチ・ドーピング規則のいずれに支配されていようとも、当事者の不服申立て期限は決定を受領するまでは開始されない。このため、当事者が決定を受領していない場合には、当事者の不服申立て権を失効させることはできない。]

国内アンチ・ドーピング機構によって制定された規則に従って、独立した公平な機関に対して不服申立てを提出できる期間は、国内アンチ・ドーピング機構の定める規則と同一に示されるものとする。

上記にもかかわらず WADA による不服申立てまたは介入の期限は、遅くとも、次の各時期のうちいずれか遅い時期までとする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる最終日から 21 日後
- (b) WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

## 21.14 守秘義務および報告

### 21.14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、および他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報

#### 21.14.1.1 競技者またはその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

競技者またはその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知は、規定 21.7 および 21.14 に基づいて行うものとする。

アンチ・ドーピング規則違反の告発までの結果管理中のいずれかの時点で、World Sailing が検証を進めないことを決定した場合、World Sailing は競技者またはその他の人に通知しなければならない（結果管理が進行していると、競技者またはその他の人がすでに通知されている場合）。

規程 21 に基づいて要求される文書または通知は、以下の方法で、競技者またはその他の人に送付することができる。

- (a) 送信者が合理的な理由があると信じられる競技者またはその他の人によって使用されている電子メールアドレス、または
- (b) 送信者が合理的な理由があると信じられる競技者またはその他の人によって使用されている物理アドレスへのファーストクラスの国際郵便（または同等のもの）。

誤解を避けるために、電子メールアドレスを使用すること、または、競技者またはその他の人が現在の WS セーラーID 登録の一部として World Sailing に登録した、またはイベントに参加する目的で運営当局に提供した住所を利用することは、常に奨励される。

#### 21.14.1.2 国内アンチ・ドーピング機関および WADA へのアンチ・ドーピング規則違反の通知

競技者またはその他の人の国内アンチ・ドーピング機関および WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の主張の通知は、競技者またはその他の人への通知と同時に、規定 21.7 および 21.14 に規定されているとおりに行われるものとする。

アンチ・ドーピング規則違反の告発までの結果管理中のいずれかの時点で、World Sailing が検証を進めないことを決定した場合、規定 21.13.2.3 に基づく不服申立て権を有するアンチ・ドーピング機関に（理由を付けて）通知しなければならない。

### 21.14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

規定 21.2.1 に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知は以下を含めなければならない。競技者の氏名、出身国、競技および種目、競技者の競技水準、検査種別（競技会外の検査または競技会（時）検査）、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、およびその他「結果管理に関する国際基準」により要請される他の情報。

規定 21.2.1 以外のアンチ・ドーピング規則違反については、違反した規則および主張された違反の根拠の各情報が含まれる。

### 21.14.1.4 状況の報告

規定 21.14.1.1 に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング調査に関わる場合を除き、競技者またはその他の人の国内アンチ・ドーピング機関と WADA には、規定 21.7、21.8 または 21.13 に基づき審査または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書または事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

### 21.14.1.5 守秘義務

World Sailing が規定 21.14.3 に基づき許容される一般開示を行うまでは、情報を受領した機関は、当該情報を知る必要がある人（国内オリンピック委員会、加盟各国連盟およびチーム・スポーツにおけるチーム等の適切な人員を含む。）以外に当該情報を開示しないものとする。

### 21.14.1.6 World Sailing の職員または代理人による機密情報の保護

(f) World Sailing は、違反が疑われる分析報告、非定型報告および他の主張されているアンチ・ドーピング規則違反に関する当該情報は、規定 21.14.3 に基づき一般開示されるまで秘密扱いのままとする。

World Sailing は、職員（終身雇用かどうかにかかわらず）、請負業者、代理人、コンサルタント、および委任された第三者機関が、機密情報の、完全に強制力のある守秘義務と、不適切および/または不正な開示の調査と懲戒のための完全に強制力のある手順に従うことを保証するものとする。

## 21.14.2 アンチ・ドーピング規則違反または資格停止もしくは暫定的資格停止違反の決定通知およびファイルに対する要請

**21.14.2.1** 規定 21.7.6、21.8.2、21.10.5、21.10.6、21.10.7、21.10.14.3 または 21.13.5 に従い下されたアンチ・ドーピング規則違反または資格停止もしくは暫定的資格停止違反の決定は、当該決定に至る全理由を含み、該当する場合には、賦課可能な制裁処置が最大限まで課されなかったことの正当な理由も含むこととする。決定が英語または仏語のいずれでもない場合には、World Sailing は、当該決定および決定を裏付ける理由の英語または仏語での要約を提供するものとする。

**21.14.2.2** 規定 21.14.2.1 に従って受領した決定に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関は、受領後 15 日以内に、当該決定に関する全案件記録の写しを要請することができる。

### 21.14.3 一般開示

**21.14.3.1** 「結果管理に関する国際基準」に従って競技者またはその他の人に対し、また、規定 21.14.1.2 に従って該当するアンチ・ドーピング機関に対し、それぞれ通知が提供された後、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反について通知を受けた競技者またはその他の人の身元、禁止物質または禁止方法、および関連する違反の性質、並びに競技者またはその他の人が暫定的停止の対象となっているか否かについては、World Sailing によって一般開示される場合がある。

**21.14.3.2** 規定 21.13.2.1 または 21.13.2.2 に基づく不服申立決定のとき、当該不服申立ての放棄のとき、規定 21.8 に基づく聴聞を受ける権利の放棄のとき、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったとき、当該案件が規定 21.10.8 に基づき解決されたとき、または新しい資格停止の期間もしくは譴責が規定 21.10.14.3 に基づいて賦課されたときからそれぞれ 20 日以内に、World Sailing は、競技、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、違反を犯した競技者またはその他の人の名前、関係する禁止物質または禁止方法（もしあれば）および、課せられた措置を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について一般開示しなければならない。

World Sailing はまた、20 日以内に、上記の情報を含む、アンチ・ドーピング規則違反に関する不服申立ての決定の結果を一般開示しなければならない。<sup>69</sup>

**21.14.3.3** 規定 21.13.2.1 または 21.13.2.2 に基づく不服申立決定において、アンチ・ドーピング規則違反が行われたものと判断され、もしくは当該不服申立てが放棄された後、規定 21.8 に従った聴聞会において、アンチ・ドーピング規則違反が行われたものと判断された後、もしくは当該聴聞を受ける権利が放棄された場合、アンチ・ドーピング規則違反の主張に対し別途適時に異議が申し立てられなかった場合、または当該案件が規定 21.10.8 に基づき解決された場合には、World Sailing は、当該決定または判断を公表することができ、当該案件について公に見解を述べることができる。

**21.14.3.4** 聴聞会または不服申立ての後に競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反していない旨決定された場合は、当該決定について不服申立てが提起されていた事実は、一般開示される場合がある。但し、決定自体およびその背景事実は、当該決定の対象となった競技者またはその他の人の同意がない限り、一般開示されてはならない。World Sailing は、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合は、当該決定全体を、または競技者またはその他の人が承認するような編集された形式で一般開示するものとする。

**21.14.3.5** 開示は、少なくとも、義務づけられた情報をアンチ・ドーピング機関のウェブサイトにおいて 1 ヶ月間または資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、掲載することにより、行われるものとする。

---

<sup>69</sup> [規定 21.14.3.2 の解説：規定 21.14.3.2 で要求される一般開示が他の適用法令の違反となる場合、World Sailing が一般開示を行わなかったことは、「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」の規定 21.4.1 に定める本規程の不遵守の決定という結果にはならない。]

**21.14.3.6** 規定 21.14.3.1 および 21.14.3.3 に定める場合を除き、アンチ・ドーピング機関もしくは WADA 認定分析機関またはそれらの役員等は、当該競技者もしくはその他の人もしくはその随員その他の代理人に起因する公のコメントに対応し、またはこれらの者により提供される情報に基づく場合を除き、（手続および科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。

**21.14.3.7** 規定 21.14.3.2 において要請される義務的な一般開示は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された競技者またはその他の人が 18 歳未満の者、要保護者またはレクリエーション競技者の場合には要請されないものとする。18 歳未満の者、要保護者またはレクリエーション競技者に関する事案における任意的な一般開示は、当該事案の事実および状況に釣り合うものとする。

#### 21.14.4 統計数値の報告

World Sailing は、少なくとも年 1 回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しを WADA に対して提出するものとする。World Sailing は、各検査において検査を受けた各競技者の氏名および検査の日付に関する報告書についても公表することができる。WADA は、アンチ・ドーピング機関および分析機関から受領する情報を要約した統計報告書を、少なくとも毎年公表するものとする。

#### 21.14.5 ドーピング・コントロール情報データベースおよびコンプライアンスの監視

WADA が自己のコンプライアンス監視の役割を遂行し、アンチ・ドーピング機関間のリソースの効果的な使用および該当するドーピング・コントロール情報の共有を確保することを可能とするために、World Sailing は、特に該当する国際基準で要求されているとおり、以下を含む ADAMS ドーピング・コントロール関連情報を通じて WADA に報告するものとする。

- (a) 国際レベルの競技者および国内レベルの競技者のアスリート・バイオロジカル・パスポートデータ
- (b) 登録されたテスト機関を含む競技者の居場所情報
- (c) TUE の決定、および
- (d) 結果管理の決定

**21.14.5.1** 調整された検査配布計画を促進し、複数のアンチ・ドーピング機関による不要な検査重複を回避すると共に、アスリート・バイオロジカル・パスポートのプロフィールが更新されていることを確保するために、World Sailing は、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に規定される要件および時間軸に従い、ドーピング・コントロール・フォームを ADAMS に入力することにより、競技会（時）および競技会外の検査の一切を WADA に報告するものとする。

**21.14.5.2** TUEに関する WADA の監視および不服申立ての権利を促進するために、World Sailing は、「治療使用特例に関する国際基準」に含まれる要件および時間軸に従い、ADAMS を使用して TUE 申請、決定および関連文書の一切を報告するものとする。

**21.14.5.3** 結果管理に対する WADA の監督および不服申立ての権利を促進するために、World Sailing は、「結果管理に関する国際基準」に概要が示される要件と時間軸に従い、次の情報を ADAMS に報告するものとする。

- (a) 違反が疑われる分析報告に関するアンチ・ドーピング規則違反および関連決定の通知
- (b) 違反が疑われる分析報告ではない他のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知および関連決定
- (c) 居場所情報関連義務違反
- (d) 暫定的資格停止を賦課し、取り消し、または復活させる決定

**21.14.5.4** 本項に記載される情報は、適切である場合に、適用規則に従い、*競技者*、および *競技者の国内アンチ・ドーピング機関*、ならびに *競技者* に対する *検査権限* を有する他のアンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされる。

#### 21.14.6 データ・プライバシー

**21.14.6.1** World Sailing は、本規程、国際基準（特に「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」を含む。）、アンチ・ドーピング規則および適用法を遵守して、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、*競技者* またはその他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、または、開示することができる。

**21.14.6.2** 上記を制限することなく、World Sailing は以下を行うものとする。

- (a) 有効な法的根拠に従ってのみ個人情報を処理する。
- (b) アンチ・ドーピング規則の対象となる *参加者* または *人* に、アンチ・ドーピング規則の実施を目的として、適用法および「プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準」に準拠する方法と形式で、個人情報が World Sailing、あるいは他の人によって処理される可能性があることを通知する。
- (c) World Sailing が *参加者* または *人* の個人情報を共有する第三者機関（*委任された第三者機関* を含む）が、情報の機密性とプライバシーを保護するための適切な技術的および契約上の管理の対象となるようにする。

### 21.15 決定の実施

**21.15.1** 署名当事者のアンチ・ドーピング機関による決定の自動的な拘束力ある効果

**21.15.1.1** 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関（本規程の 13.2.2 項）、または CAS の行った決定は、当該手続の当事者が通知を受けた後、以下の効果をもって、World Sailing および加盟各国連盟、並びにすべての競技における署名当事者に対し、当該手続における当事者以外に対しても、自動的に拘束力を持つものとする。

**21.15.1.1.1**（暫定聴聞会が行われ、または競技者もしくはその他の人が暫定的資格停止を受け入れ、もしくは暫定聴聞会、緊急聴聞会もしくは規定 21.7.4.3 に従い提供される迅速な不服申立てに対する権利を放棄した後に）暫定的資格停止を賦課する旨の上記のいずれか機関による決定は、当該競技者またはその他の人が、（規定 21.10.14.1 に定めるとおり）暫定的資格停止期間中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。

**21.15.1.1.2**（審問が行われ、または放棄された後に）資格停止期間を賦課する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者またはその他の人が（規定 21.10.14.1 に定めるとおり）資格停止期間中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。

**21.15.1.1.3** アンチ・ドーピング規則違反を受け入れる旨の上記のいずれかの機関による決定は、すべての署名当事者に対し自動的に拘束力を有する。

**21.15.1.1.4** 特定の期間について規定 21.10.10 に基づき成績を失効させる旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該特定の期間中に署名当事者の権限内で獲得されたすべての成績を自動的に失効させる。

**21.15.1.2** World Sailing と加盟各国連盟は、World Sailing が決定の通知を実際に受けた日または決定が ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、さらなる措置を要求されることなく、規定 21.15.1.1 で要求される決定およびその効果を承認し、実施するものとする。

**21.15.1.3** 措置を停止しまたは取り消す旨のアンチ・ドーピング機関、国内不服申立機関、または CAS による決定は、World Sailing が決定の通知を実際に受けた日、または決定が ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、さらなる措置を要求されることなく、World Sailing およびその加盟各国連盟に対し拘束力を有するものとする。

**21.15.1.4** 但し、規定 21.15.1.1 にかかわらず、競技大会中の簡易な手続きで行われた主要競技大会機関によるアンチ・ドーピング規則違反に関する決定は、主要競技大会機関の規則において競技者またはその他の人に対し、簡易な手続きではない手続きに基づく不服申立ての機会が提供される場合を除き、World Sailing とその加盟各国連盟に対し拘束力を有しないものとする。<sup>70</sup>

---

<sup>70</sup> [規定 21.15.1.4 の解説：例えば、主要競技大会機関の規則において競技者またはその他の人に対し、CAS への簡易な不服申立てまたは通常 CAS の手続きに基づく CAS への不服申立てを選択する権利が与えられている場合には、主要競技大会機関による終局的な決定または判断は、当該競技者またはその他の人が簡易な不服申立てを選択するか否かにかかわらず、他の署名当事者に対し拘束力を有する。]

### 21.15.2 アンチ・ドーピング機関による他の決定の実施

World Sailing とその加盟各国連盟は、暫定聴聞会または競技者またはその他の人による受諾前の暫定的資格停止など、上記の規定 21.15.1.1 に規定されていない、アンチ・ドーピング機関により言い渡された他のアンチ・ドーピングに関する決定を実施することを決定することができる。<sup>71</sup>

### 21.15.3 署名当事者ではない機関による決定の実施

本規程の署名当事者ではない機関によるアンチ・ドーピングに関する決定は、World Sailing およびその加盟各国連盟が、当該決定が当該機関の権限内であり、当該機関のアンチ・ドーピング規則が本規程に適合するものであると判断する場合には、World Sailing およびその加盟各国連盟により実施されるものとする。<sup>72</sup>

## 21.16 時効

アンチ・ドーピング規則違反が発生したと主張された日から 10 年以内に、競技者またはその他の人が規定 21.7 の定めに従いアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けなかった場合、または通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者またはその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反の手続は開始されないものとする。

## 21.17 教育

World Sailing は、規定 21.18.2 および「教育に関する国際基準」に定める要件に従い、教育プログラムの計画、実施、評価、および促進を行うものとする。

---

<sup>71</sup> [規定21.15.1および21.15.2の解説：規定21.15.1に基づくアンチ・ドーピング機関の決定は、署名当事者において何らの決定またはさらなる措置を要することなく、他の署名当事者によって自動的に実施される。例えば、国内アンチ・ドーピング機関が競技者の活動を暫定的に資格停止することを決定した場合には、当該決定は国際競技連盟のレベルで自動的な効果を付与される。明確化のために述べると、「決定」とは、国内アンチ・ドーピング機関により行われるものであり、国際競技連盟により行われる別個の決定が存在するわけではない。よって、暫定的資格停止が不適切に賦課された旨の競技者による主張は、国内アンチ・ドーピング機関に対してのみ申し立てすることができる。規定21.15.2に基づくアンチ・ドーピング機関の決定の実施は、各署名当事者の裁量による。規定21.15.1または21.15.2に基づく署名当事者による決定の実施に対しては、その基にある決定に対する不服申立てとは別個に不服申立てを行うことはできない。他のアンチ・ドーピング機関のTUE決定の承認の範囲は、規定21.4.4および「治療使用特例に関する国際基準」によって決定されるものとする。]

<sup>72</sup> [規定21.15.3の解説：本規程を受諾していない機関による決定について、本規程に準拠している点とそうではない点がある場合、World Sailing、他の署名当事者および加盟各国連盟は、当該決定について、本規程の原則に調和するような形で適用するよう試みるべきである。例えば、本規程と整合する手続きにおいて、非署名当事者が、禁止物質が競技者の体内に存在するという理由で、競技者のアンチ・ドーピング規則違反を認定したが、適用される資格停止期間が本規程において規定された期間よりも短いという場合には、World Sailingおよび他のすべての署名当事者は、アンチ・ドーピング規則違反の事実認定を承認するべきであり、かつ、競技者が所属する国内アンチ・ドーピング機関は、本規程に定められた、より長い期間の資格停止期間を課すべきか否かを決定するために、規定21.8に適合する聴聞会を実施するべきである。規定21.15.3に基づくWorld Sailingまたは他の署名当事者による決定の実施または決定を実施しない旨の決定に対しては、規定21.13に基づき不服申立てを行うことができる。]

## 21.18 加盟各国連盟の追加の役割および責務

**21.18.1** すべての加盟各国連盟およびそのメンバーは、本規程、国際基準、およびアンチ・ドーピング規則を遵守しなければならない。

すべての加盟各国連盟およびその他のメンバーは、アンチ・ドーピング規則の概要（「アンチ・ドーピング規則の適用範囲」の項）で特定されているアンチ・ドーピング権限の下にある競技者（国内レベルの競技者を含む）およびその他の人に関して、World Sailing が直接アンチ・ドーピング規則（検査の実施を含む）を遂行できるようにするために必要な規定を規範、規則およびプログラムに含めるものとする。

**21.18.2** 加盟各国連盟は、そのアンチ・ドーピング権限の下にある競技者（国内レベルの競技者を含む）および他の人に関する活動を遂行できるようにアンチ・ドーピング規則を直接または参照して、そのメンバーを拘束する競技規則の一部として、管理文書、法制度、および/または規則に組み込むものとする。

**21.18.3** アンチ・ドーピング規則を採用し、それらを管理文書および競技規則に組み込むことにより、加盟各国連盟はその機能において World Sailing に協力し、支援するものとする。また、ある権限の下で、制裁を課す決定を含む、アンチ・ドーピング規則に従ってなされた決定を認識し、遵守し、実行しなければならない。

**21.18.4** すべての加盟各国連盟は、本規程、国際基準、およびアンチ・ドーピング規則の遵守を実施するために適切な措置を講じるものとする。とりわけ、

- (i) World Sailing の文書化された権限に基づく場合にのみ検査を行い、国内アンチ・ドーピング機関または他の検体採取機関を使用して、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従って検体を採取すること。
- (ii) 規定 21.5.2.1 に従って自国の国内アンチ・ドーピング機関の権限を承認し、自己の競技に関する国内アンチ・ドーピング機関による国内検査プログラムの実施に対し、適切に支援すること。
- (iii) 規定 21.6.1 に従って WADA が認定し、または WADA が承認する分析機関を使用して採取されたすべての検体を分析すること。
- (iv) 各国連盟によって発見された国内レベルのアンチ・ドーピング規則違反の事案が、規定 21.8.1 および「結果管理に関する国際基準」に従って運営上の独立性を有する聴聞パネルにより判断されることを保証すること。

**21.18.5** すべての加盟各国連盟は、加盟各国連盟またはその加盟機関の一つが授権し、または組織する競技会もしくは活動のための準備を行い、またはこれに参加するすべての競技者、および当該競技者に関連するすべてのサポート・スタッフに対し、本規程に適合するアンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを当該参加の要件として要求すること。

**21.18.6** すべての加盟各国連盟は、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し、または関連する情報を World Sailing およびその国内アンチ・ドーピング機関に報告し、ドーピング調査を実施する権限を有するアンチ・ドーピング機関の実施するドーピング調査に協力すること。

**21.18.7** すべての加盟各国連盟は、正当な理由なく禁止物質または禁止方法を使用するサポート・スタッフが、World Sailing または加盟各国連盟の所轄の下の競技者に支援を提供することを防ぐための規律規程を設けること。

**21.18.8** すべての加盟各国連盟は、自国の国内アンチ・ドーピング機関と協力してアンチ・ドーピング教育を実施すること。

## 21.19 World Sailing の追加の役割および責務

**21.19.1** 本規程の国際競技連盟に規定 20.3 に規定されている役割と責務に加えて、World Sailing は、本規程の規定 24.1.2 に従って、本規程と国際基準に適合していることを WADA に報告するものとする。

**21.19.2** 適用法、本規程の規定 20.3.4 に従い、その規則に拘束される World Sailing 内のすべての関係者は、直接的および意図的な違法行為に関する本規程に適合する人として、アンチ・ドーピング規則に拘束されることに同意しなければならない。

**21.19.3** 暫定的資格停止がなされ、もしくは資格停止期間に服しており、本規程に適合する規則が適用されていたのであれば、アンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為に過去 6 年以内に直接または意図的に従事した、（授権されたアンチ・ドーピング教育またはリハビリテーション・プログラム以外の）ドーピング・コントロールに関与するいかなる World Sailing の職員も、World Sailing が提供する声明に署名しなければならない。（但し、適用法令および本規程の規定 20.3.5 に従うものとする。）

## 21.20 競技者の追加の役割および責務

競技者の義務は、次のとおりである。

**21.20.1** アンチ・ドーピング規則に精通し、遵守すること。

**21.20.2** いつでも検体採取に応じること。<sup>73</sup>

**21.20.3** アンチ・ドーピングとの関連で、自分の摂取物および使用物に関して責任を負うこと。

---

<sup>73</sup> [規定21.20.2の解説：競技者の人権とプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断結果として深夜または早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量のEPOを使用することが知られている。]

**21.20.4** 医療従事者に対して自らが**禁止物質**および**禁止方法**を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置について、アンチ・ドーピング規則に対する違反も該当しないようにすることに関して責任を負うこと。

**21.20.5** 競技者が過去 10 年の間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを World Sailing およびその**国内アンチ・ドーピング機関**に開示すること。

**21.20.6** アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施する World Sailing を含むアンチ・ドーピング機関と十分に協力すること。競技者がそうしなかった場合、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

**21.20.7** World Sailing、**加盟各国連盟**、または**競技者**に対する権限を持つその他のアンチ・ドーピング機関からの要請により、自己の**サポート・スタッフ**の身元を開示すること。

**21.20.8** ドーピング・コントロール・オフィサーまたは**競技者**によるドーピング・コントロールに関与する他の人に対する攻撃的な行為であって、別途**不正干渉**を構成しない行為は、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

## **21.21 サポート・スタッフの追加の役割および責務**

サポート・スタッフの義務は、次のとおりである。

**21.21.1** アンチ・ドーピング規則に精通し、遵守すること。

**21.21.2** 競技者の検査プログラムに協力すること。

**21.21.3** 競技者の価値観および行動に対して自らの影響力を行使して、アンチ・ドーピングの態度を醸成すること。

**21.21.4** サポート・スタッフが過去 10 年間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを World Sailing およびその**国内アンチ・ドーピング機関**に開示すること。

**21.21.5** アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施する World Sailing を含むアンチ・ドーピング機関と十分に協力すること。そうしなかった場合、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

**21.21.6** サポート・スタッフは、正当な理由がない限り、**禁止物質**または**禁止方法**を使用または所持してはならない。そのような**使用**または**所持**は、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

**21.21.7** ドーピング・コントロールに関与するドーピング・コントロール・オフィサーまたはその他の人に対するサポート・スタッフに対する攻撃的な行為であって、別途**不正干渉**を構成しない行為は、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

## 21.22 アンチ・ドーピング規則の対象となるその他の人の追加の役割および責務

アンチ・ドーピング規則の対象となるその他の人の義務は、次のとおりである。

**21.22.1** アンチ・ドーピング規則に精通し、遵守すること。

**21.22.2** その他の人が過去 10 年完の間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを World Sailing およびその**国内アンチ・ドーピング機関**に開示すること。

**21.22.3** アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング調査を実施する World Sailing を含むアンチ・ドーピング機関と十分に協力すること。そうしなかった場合、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

**21.22.4** 正当な理由がない限り、**禁止物質**または**禁止方法**を使用または所持してはならない。そのような**使用**または**所持**は、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為に対する処分となる可能性がある。

**21.22.5** ドーピング・コントロール・オフィサーまたは人によるドーピング・コントロールに関与する他の人に対する攻撃的な行為であって、別途**不正干渉**を構成しない行為は、RRS 69 または規定 35 に基づく違法行為の罪に問われる可能性がある。

## 21.23 本規程の解釈

**21.23.1** 本規程の正文は WADA が維持するものとし、英語およびフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

**21.23.2** 本規程の各条項に付されている解説は、本規程の解釈に使用されるものとする。

**21.23.3** 本規程は独立、かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者または各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。

**21.23.4** 本規程の各部および各条項の見出しは、便宜上のものであって、本規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。

**21.23.5** 本規程または国際基準で「日」という用語が使用されている場合には、別途規定されている場合を除き、暦日を意味するものとする。

**21.23.6** 本規程は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。但し、本規程以降に発生した違反について規定 21.10 に基づいて制裁措置を認定する場合には、本規程以前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1 回目の違反」または「2 回目の違反」として数えられる。

**21.23.7** 「世界アンチ・ドーピング・プログラムおよび本規程の目的、範囲および構成」、「付属文書 1- 定義」は、本規程の不可分の一部として扱われる。

## 21.24 最終規定

**21.24.1** アンチ・ドーピング規則で「日」という用語が使用されている場合には、別途規定されている場合を除き、暦日を意味するものとする。

**21.24.2** アンチ・ドーピング規則は、既存の法律または法令を参照することによってではなく、独立した自律的なテキストとして解釈されるものとする。

**21.24.3** アンチ・ドーピング規則は、本規程および国際規格の該当する規定に従って採用されており、本規程および国際規格の該当する規定と一致する方法で解釈されるものとする。

本規程と国際基準は、アンチ・ドーピング規則の不可欠な部分と見なされ、紛争が発生した場合に優先するものとする。

**21.24.4** 序論および付則 1 は、アンチ・ドーピング規則の不可分の一部として扱われる。

**21.24.5** アンチ・ドーピング規則の各規定に付されている解説は、アンチ・ドーピング規則の解釈に使用されるものとする。

**21.24.6** アンチ・ドーピング規則は、2021 年 1 月 1 日（「発効日」）に発効し、World Sailing のアンチ・ドーピング規則の以前のバージョンを廃止する。

**21.24.7** アンチ・ドーピング規則は、発効日より前から審理中の事案に遡及して適用されない。

**21.24.7.1** 発効日より前に発生したアンチ・ドーピング規則違反は、発効日以降に発生した違反に対する規程 21.10 に基づいて制裁措置を認定する場合には、「1 回目の違反」または「2 回目の違反」として数えられる。

**21.24.7.2** 効力発生日において審理中のアンチ・ドーピング規則違反の事案、および効力発生日以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づく発効日以降に提起されたアンチ・ドーピング規則違反の事案に関しては、当該事案に関する聴聞パネルが当該事案の状況に基づき、「寛大な法 (lex mitior)」の原則を適用することが適切である旨を判断しない限り、主張されているアンチ・ドーピング規則違反の発生時に効力を有していた実体的なアンチ・ドーピング規則に準拠し、事案の状況下で適切に適用される。

かかる目的において、規定 21.10.9.4 に基づく複数回の違反の認定において従前の違反が考慮されるさの遡及期間および規定 21.16 に定める時効は、実質的な規則ではなく手続規則であり、アンチ・ドーピング規則の他の手続規則と併せて、遡及的に適用されるべきである。(但し、規定 21.16 は、効力発生日までに時効期間が満了していない場合に限り、遡及的に適用されるものとする)。

**21.24.7.3** 発効日より前の規定 21.2.4 の居場所情報の誤り (ファイリングの失敗またはテストの不合格、これらの用語は「結果管理に関する国際基準」に定義されている) は、有効期限が切れる前に、「結果管理に関する国際基準」に従って繰り越され、信頼される場合がある。しかし、事象が発生してから 12 か月後に有効期限が切れたと見做される。

**21.24.7.4** アンチ・ドーピング規則違反に対する終局的な決定が効力発生日以前に言い渡されたが、競技者または他の人が効力発生日において依然として資格停止期間中である事案に関し、競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の結果管理を行うアンチ・ドーピング機関に対し、アンチ・ドーピング規則を踏まえた資格停止期間の短縮を申請できる。

当該申請は、資格停止期間が満了する前になされなければならない。上記に関しアンチ・ドーピング機関により言い渡された決定に対しては、規定 21.13.2 に従って不服申立てを行うことができる。アンチ・ドーピング規則は、アンチ・ドーピング規則違反があった旨の終局的な決定が言い渡され、課された資格停止期間が満了した事案には適用されない。

**21.24.7.5** 規定 21.10.9.1 に基づき 2 回目の違反につき資格停止期間を査定する際、1 回目の違反の制裁措置が効力発生日以前の規則に基づいて決定された場合、1 回目の違反に対して査定されたであろう資格停止期間が、適用されるものとする。<sup>74</sup>

---

<sup>74</sup> [規定21.24.7.5の解説：規定21.24.7.5に記載されている状況を除き、アンチ・ドーピング規則違反に対する終局的な決定が効力発生日以前に言い渡され、賦課された資格停止期間が満了した事案には、以前の違反を再評価するためにアンチ・ドーピング規則を使用することはできない。]

**21.24.7.6 禁止表および禁止表上の物質または方法に関するテクニカル・ドキュメントに対する変更**は、別途具体的に規定する場合を除き、遡及的に適用してはならない。但し、例外として、**禁止物質**または**禁止方法**が**禁止表**から除外された場合には、**禁止物質**であった物質または**禁止方法**であった方法を理由として**資格停止期間**に蔽に服している**競技者**またはその他の人は、**アンチ・ドーピング規則違反の結果管理責任**を負っていた World Sailing またはその他の**アンチ・ドーピング機関**に対し、**禁止表**から当該物質または方法が除外されたことを踏まえた**資格停止期間の短縮**を検討するよう申請することができる。

付属文書 1 定義 <sup>75</sup>		
ADAMS	ADAMS	アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者および WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。
Administration	投与	他の人による、禁止物質または禁止方法の、提供、供給、管理、促進、その他使用または使用の企てへの参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質または禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと、もしくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。
Adverse Analytical Finding	違反が疑われる分析報告	「分析機関に関する国際基準」に適合する WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。
Adverse Passport Finding	アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告	適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。
Aggravating Circumstances	加重事情	標準的な制裁措置よりも厳しい資格停止期間の賦課を正当化する可能性のある、競技者もしくはその他の人に関連する状況または競技者もしくはその他の人の行動をいう。当該状況および行動は、以下を含むが、これらに限られない。競技者またはその他の人が複数の禁止物質もしくは禁止方法を使用もしくは保有し、複数の機会において禁止物質もしくは禁止方法を使用もしくは保有し、または、他の複数のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、通常の個人であれば当該アンチ・ドーピング規則違反の競技力向上の効果を当該状況または行動がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間を超えて享受する可能性があること、競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則違反の発見または判断を避けるために詐欺的または妨害的

<sup>75</sup> [解説：定義語は、複数形、所有格および異なる品詞において使用される用語を含む。]

		<p>行為を行ったこと、<b>競技者</b>またはその他の人が<b>結果管理</b>中に不正干渉を行ったこと。疑義を避けるために付言すると、ここに記載された状況および行動の例は排他的なものではなく、他の類似の状況または行動もより長い<b>資格停止期間</b>の賦課を正当化する場合がある。</p>
Anti-Doping Activities	アンチ・ドーピング活動	<p>アンチ・ドーピング教育および情報、検査配分計画、登録検査対象者リストの維持、アスリート・バイオロジカル・パスポートの管理、検査の実施、検体の分析の手配、インテリジェンスの収集およびドーピング調査の遂行、TUE申請の処理、<b>結果管理</b>、賦課された<b>措置</b>の遵守の監視および執行、その他本規程および/または<b>国際基準</b>に定めるとおり、アンチ・ドーピング機関によりまたはこれに代わって遂行されるアンチ・ドーピングに関連するすべての活動をいう。</p>
Anti-Doping Organization	アンチ・ドーピング機関	<p>ドーピング・コントロール手続の開始、実施または執行に関する規則を採択する責任を負う WADA または <b>署名当事者</b>をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の<b>競技大会</b>において<b>検査</b>を実施する<b>主要競技大会機関</b>、国際競技連盟、<b>国内アンチ・ドーピング機関</b>が挙げられる。</p>
Athlete	競技者	<p>国際レベル（定義については各<b>国際競技連盟</b>が定める。）または国内レベル（定義については各<b>国内アンチ・ドーピング機関</b>が定める。）のスポーツにおいて<b>競技</b>するすべての人をいう。<b>アンチ・ドーピング機関</b>は、<b>国際レベルの競技者</b>または<b>国内レベルの競技者</b>のいずれでもない<b>競技者</b>につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「<b>競技者</b>」の定義に含める裁量を有する。</p> <p><b>国際レベルの競技者</b>または<b>国内レベルの競技者</b>のいずれでもない<b>競技者</b>につき、<b>アンチ・ドーピング機関</b>は以下の事項を行う<b>選択権</b>を有する。限定した<b>検査</b>を行いもしくは<b>検査</b>を行わないこと、すべての<b>禁止物質</b>を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について<b>検体分析</b>を行うこと、限定的な居場所情報を要請しもしくは居場所情報を要請しないこと、または、事前の TUE を要請しないこと。</p> <p>但し、<b>アンチ・ドーピング機関</b>が、<b>国際レベル</b>または<b>国内レベル</b>に至らずに<b>競技</b>する<b>競技者</b>につき<b>検査</b>する権限を行使することを選択し、当該<b>競技者</b>が規定 21.2.1、21.2.3 または 21.2.5 のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、<b>本規程</b>に定める<b>措置</b>が適用されなければならない。</p> <p>規定 21.2.8 および 21.2.9 並びにアンチ・ドーピング情報および教育との関係では、<b>本規程</b>を受諾している<b>署名当事者</b>、政府そ</p>

		の他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、 <i>競技者</i> に該当する。 <sup>76</sup>
<i>Athlete Biological Passport</i>	アスリート・バイオロジカル・パスポート	「検査およびドーピング調査に関する <i>国際基準</i> 」および「分析機関に関する <i>国際基準</i> 」において記載される、データを収集および照合するプログラムおよび方法をいう。
<i>Athlete Support Personnel</i>	サポート・スタッフ	スポーツ <i>競技会</i> に参加し、または、そのための準備を行う <i>競技者</i> と共に行動し、治療を行い、または、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チーム・スタッフ、オフィシャル、医療従事者、親またはその他の人をいう。
<i>Attempt</i>	企て	アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わらることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。
<i>Atypical Finding</i>	非定型報告	違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する <i>国際基準</i> 」またはこれに関連するテクニカル・ドキュメントに規定された更なるドーピング捜査を要求する旨の、 <i>WADA</i> 認定分析機関またはその他の <i>WADA</i> 承認分析機関からの報告をいう。
<i>Atypical Passport Finding</i>	アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告	該当する <i>国際基準</i> において、アスリート・バイオロジカル・スポーツに基づく非定型報告として記載される報告をいう。
<i>Case</i>	CAS	スポーツ仲裁裁判所をいう。
<i>Code</i>	本規程	世界アンチ・ドーピング規程をいう。
<i>Competition</i>	競技会	一つのレースをいう。

<sup>76</sup> [競技者の解説：スポーツに参加する個人は5つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベルまたは国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟または国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーション競技者、および、5) 国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、または権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベルまたは国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベルおよび国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。]

<p><i>Consequences of Anti-Doping Rule Violations</i> ("Consequences")</p>	<p>アンチ・ドーピング規則違反の措置（「措置」）</p>	<p>競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの一または二以上の措置が講じられることをいう。</p> <p>(a)「失効」とは、特定の競技会または競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、および褒賞の剥奪を含む措置が課される。</p> <p>(b)「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者またはその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、規定 21.10.14 のとおり、競技会もしくはその他の活動への参加が禁止され、または資金拠出が停止されることをいう。</p> <p>(c)「暫定的資格停止」とは、規定 21.8 に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者またはその他の人による競技会への参加または活動が暫定的に禁止されることをいう。</p> <p>(d)「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置またはアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。</p> <p>(e)「一般開示」とは、一般公衆または規定 21.14 に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散または伝達をいう。</p> <p>チーム・スポーツにおけるチームもまた、規定 21.11 に定めるとおり措置に服する場合がある。</p>
<p><i>Contaminated Product</i></p>	<p>汚染製品</p>	<p>製品ラベルおよび合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。</p>
<p><i>Decision Limit</i></p>	<p>判断限界</p>	<p>「分析機関に関する国際基準」において定義されているとおり、検体における閾値物質のための結果の値であって、これを超えた場合に違反が疑われる分析報告がなされるものをいう。</p>
<p><i>Delegated Third Party</i></p>	<p>委託された第三者</p>	<p>アンチ・ドーピング機関が、ドーピング・コントロールまたはアンチ・ドーピング教育プログラムの一面を委託する人をいい、当該アンチ・ドーピング機関のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービスもしくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三者もしくは他のアンチ・ドーピング機関、または、当該アンチ・ドーピング機関のためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサーまたはシャペロン）を含むが、これらに限られない。この定義は、CASを含まない。</p>
<p><i>Disqualification</i></p>	<p>失効</p>	<p>上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。</p>

<i>Doping Control</i>	ドーピング・コントロール	検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決および措置の執行までのすべての段階および過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取および取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに規定 10.14（資格停止または暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査または手続を含むがこれらに限られない。）をいう。
<i>Education</i>	教育	スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的および意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。
<i>Event</i>	競技大会	単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、世界選手権大会、パンアメリカン大会）。
<i>Event Period</i>	競技大会の期間	レース公示または帆走指示書に基づく、競技大会に関する活動の初日からレースの最終予定日の終わりまでの時間をいう。
<i>Event Venues</i>	競技大会会場	レース公示および主催者が発行するその他の通知に特定された会場およびレースエリアをいう。
<i>Fault</i>	過誤	義務の違反または特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者またはその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者またはその他の人の経験、当該競技者またはその他の人が要保護者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度および行った調査を含む。競技者またはその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者またはその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実または競技日程上の時期は、規定 20.10.6.1 または 21.10.6.2 に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。 <sup>77</sup>
<i>Financial Consequences</i>	金銭的措置	上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。
<i>In-Competition</i>	競技会（時）	競技者が参加する予定の競技会の前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該競技会および競技会に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。

<sup>77</sup> [過誤に関する解説：競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての条項に共通である。但し、規定 21.10.6.2 の場合、過誤の程度を評価する際に、競技者またはその他の人に「重大な過誤または過失がないこと」が認定される場合を除き、制裁措置を軽減することは適切ではない。]

<i>Independent Observer Program</i>	インディペンデント・オブザーバー・プログラム	オブザーバーおよび/または監査人のチームが、WADAのコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADAの監督下で、特定の競技大会の前またはその最中にドーピング・コントロール手続を監視し、ドーピング・コントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。
<i>Individual Sport</i>	個人スポーツ	チーム・スポーツ以外のスポーツをいう。
<i>Ineligibility</i>	資格停止	上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。
<i>Institutional Independence</i>	組織的な独立性	不服申立ての聴聞パネルは、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関から機関として完全に独立していなければならないことをいう。よってそれらはいかなる方法によっても、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関により運営され、これに関連しまたはその傘下にあってはならない。
<i>International Event</i>	国際競技大会	国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関またはその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、または、当該競技大会に関してテクニカル・オフィシャルを指名している競技大会または競技会をいう。
<i>International-Level Athlete</i>	国際レベルの競技者	「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。セーリング・スポーツにおいては、国際レベルの競技者は、このアンチ・ドーピング規則序章の適用範囲の項に記載され、定義されている。 <sup>78</sup>
<i>International Standard</i>	国際基準	本規程を支持する目的でWADAによって採択された基準をいう。（他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして）国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカル・ドキュメントを含むものとする。
<i>Major Event Organizations</i>	主要競技大会機関	国内オリンピック委員会の大連別連合およびその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域またはその他の国際競技大会の所轄組織として機能する機関をいう。

<sup>78</sup> [国際レベルの競技者の解説：World Sailingは、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンスの種類など）を自由に決定することができる。但し、World Sailingは、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者にてこれを速やかにかつ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。]

Marker	マーカー	化合物、化合物の集合体または生物学的変数であって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。
Metabolite	代謝物	生体内変化の過程により生成された物質をいう。
Minimum Reporting Level	最低報告レベル	WADA 認定分析機関が、検体における禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの推定濃度がこれを下回る場合に、当該検体を違反が疑われる分析報告として報告すべきでないものとされる、当該推定濃度をいう。
Minor	マイナー (18 歳未満の者)	18 歳に達していない自然人をいう。
National Anti-Doping Organization	国内アンチ・ドーピング機関	国内において、アンチ・ドーピング規則の採択および実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。
National Event	国内競技大会	国際レベルの競技者または国内レベルの競技者が参加する競技大会または競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。
Member National Authority	加盟各国連盟 (MNA)	World Sailing の正会員をいう。
National-Level Athlete	国内レベルの競技者	「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。
National Olympic Committee	国内オリンピック委員会	国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。
No Fault or Negligence	過誤または過失がないこと	競技者またはその他の人が禁止物質もしくは禁止方法の使用もしくは投与を受けたことまたはその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず、または、推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が立証した場合をいう。要保護者またはレクリエーション競技者の場合を除き、規定 21.2.1 の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。
No Significant Fault or Negligence	重大な過誤または過失がないこと	競技者またはその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮するあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者またはその他の人の過誤または過失が重大な者ではなかった旨を証明した場合をいう。

		要保護者またはレクリエーション競技者の場合を除き、規定21.2.1の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。
<i>Operational Independence</i>	運営上の独立性	(1) 結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関またはその関連組織（例えば、メンバー連盟または同盟）の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会構成員、コンサルタントおよびオフィシャル、並びに、案件のドーピング調査および裁定前段階に関与している人が、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関の聴聞パネルのメンバーおよび/または事務局（当該事務局が判断の協議過程および/またはドラフティング過程に関与している限りにおいて）に任命されてはならないこと、並びに、(2) 聴聞パネルが、アンチ・ドーピング機関その他第三者から干渉を受けることなく聴聞および判断決定手続を行う地位にあることをいう。その目的は、聴聞パネルのメンバーその他聴聞パネルの判断に別途関与している個人が、事案のドーピング調査または事案を進行させる判断に関与していないことを確保することにある。
<i>Out-of-Competition</i>	競技会外	競技会（時）以外の期間をいう。
<i>Participant</i>	参加者	競技者またはサポート・スタッフをいう。
<i>Person</i>	人	自然人または組織その他の団体をいう。
<i>Possession</i>	保有	実際に物理的に保有している状態または擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または、禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、または、支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。）。但し、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または、禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質または禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物

		質または禁止方法の購入（電子的その他の方法を含む）は、当該購入者による保有を構成する。 <sup>79</sup>
<i>Prohibited List</i>	禁止表	禁止物質および禁止方法を特定した表をいう。
<i>Prohibited Method</i>	禁止方法	禁止表に記載された方法をいう。
<i>Prohibited Substance</i>	禁止物質	禁止表に記載された物質または物質の分類をいう。
<i>Protected Person</i>	要保護者	アンチ・ドーピング規則違反の時点において、以下のいずれかに該当する競技者またはその他の自然人をいう。 (i) 16歳に達していない者。 (ii) 18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープン・カテゴリーで国際競技大会において競技したことのない者。 (iii) 年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い法的な能力が十分でないと判断された者。 <sup>80</sup>
<i>Provisional Hearing</i>	暫定聴聞会	規定 21.7.4.3 との関係において、規定 21.8 に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面または口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。 <sup>81</sup>
<i>Provisional Suspension</i>	暫定的資格停止	上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

<sup>79</sup> [保有の解説：本定義に基づき、競技者の車内において蛋白同化ステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が立証できなければ、違反が成立する。この場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしても競技者は蛋白同化ステロイド薬の存在を知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚に蛋白同化ステロイド薬が発見された場合には、アンチ・ドーピング機関は、薬棚の中に蛋白同化ステロイド薬が存在することを競技者が知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、または、第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。]

<sup>80</sup> [要保護者の解説：本規程は、以下の理解に基づき、保護された人を特定の状況において他の競技者またはその他の人とは異なる扱いをしている。特定の年齢または知的能力を下回る場合には、競技者またはその他の人は、本規程に含まれる行動禁止を理解し、評価する精神的能力を有しない可能性がある。これは、例えば、知的障がいや理由として法的な能力が十分でないことが確認されたパラリンピックの競技者を含む。「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニアまたは年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

<sup>81</sup> [暫定聴聞会の解説：「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、予備的な手続にすぎない。競技者は暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続いて完全な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、規定 21.7.4.3 に当該用語が使用されるところの「緊急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる本案に関する完全な聴聞会である。]

<i>Publicly Disclose</i>	一般開示	上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。
<i>Recreational Athlete</i>	レクリエーション競技者	該当する国内アンチ・ドーピング機関によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間の内に、「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国際競技連盟が定義する）国際レベルの競技者もしくは（「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国内アンチ・ドーピング機関が定義する）国内レベルの競技者であった人、オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人、または、国際競技連盟もしくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リストもしくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。 <sup>82</sup>
<i>Regional Anti-Doping Organization</i>	地域アンチ・ドーピング機関	国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択および実施、検体の計画および採取、結果の管理、TUEの審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含みうる。
<i>Registered Testing Pool</i>	登録検査対象者リスト	国際競技連盟または国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査および競技会外の検査の対象となり、またそのため規定 21.5.5 および「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。
<i>Results Management</i>	結果管理	「結果管理に関する国際基準」の規定 21.5 に従った通知または特定の事案（例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「結果管理に関する国際基準」の規定 21.5 に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審または（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。
<i>Sailing Team</i>	セーリング・チーム	競技大会中に入入りする乗員メンバーを含む、同じ艇でレースをする1名以上の乗員。

<sup>82</sup> [レクリエーション競技者の解説：「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニアまたは年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

<i>Sample or Specimen</i>	検体または標本	ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。 <sup>83</sup>
<i>Signatories</i>	署名当事者	規定 21.23 に定めるとおり、本規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。
<i>Specified Method</i>	特定方法	規定 21.4.2.2 を参照すること。
<i>Specified Substance</i>	特定物質	規定 21.4.2.2 を参照すること。
<i>Strict Liability</i>	厳格責任	アンチ・ドーピング規則違反を立証するためには、アンチ・ドーピング機関において、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする規定 21.2.1 および 21.2.2 に基づく法理をいう。
<i>Substance of Abuse</i>	濫用物質	規定 21.4.2.3 を参照すること。
<i>Substantial Assistance</i>	実質的な支援	規定 21.107.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反その他規定 21.10.7.1 に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面または録音された面談により完全に開示し、 (2) アンチ・ドーピング機関または聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案または案件のドーピング調査および裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案または手続の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に事案または手続が開始されていない場合には、事案または手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。
<i>Tampering</i>	不正干渉	ドーピング・コントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為または不作為を目的として贈賄または収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与えまたはこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関または TUE 委員会もしくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理または措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関または他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、およびドーピング・コントロールの側面に対する類似の意図的な妨害または妨害の企てを含むが、これらに限られない。 <sup>84</sup>

<sup>83</sup> [検体または標本の解説：一定の宗教的または文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

<sup>84</sup> [不正干渉の解説：例えば、本項は、検査中にドーピング・コントロール・フォームにおける識別番号を改変すること、B 検体の分析時に B のボトルを破壊すること、異物を追加することにより検体を改変すること、ま

<i>Target Testing</i>	特定対象検査	「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。
<i>Team Sport</i>	チーム・スポーツ	競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。
<i>Technical Document</i>	テクニカル・ドキュメント	国際基準に規定されるとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADAが採択し、随時公表する文書をいう。
<i>Testing</i>	検査	ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。
<i>Testing Pool</i>	検査対象者リスト	競技会外の競技者を特定して検査をするために、いくつかの所在情報が必要な競技者を含む、登録検査対象者リストの下の層をいう。
<i>Therapeutic Use Exemption (TUE)</i>	治療使用特例 (TUE)	医療上の症状を有する競技者が禁止物質または禁止方法を使用することを認めるものである。但し、規定 21.4.4 および「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。
<i>Trafficking</i>	不正取引	アンチ・ドーピング機関の権限に服する競技者、サポート・スタッフまたはその他の人が、第三者に対し、(物理的方法、電子的方法その他方法を問わず) 禁止物質または禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送または頒布すること(または当該目的のために保有すること)をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、また、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこともしくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。
<i>UNESCO Convention</i>	ユネスコ国際規約	2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国およびスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

たは、ドーピング・コントロール手続で証言もしくは情報を提供した潜在的な証人もしくは証人を威嚇し、威嚇しようとすることを禁止する。不正干渉とは、結果管理手続中に発生する不正行為も含む。規定 21.10.9.3.3 を参照すること。しかし、アンチ・ドーピング規則違反の責任追及に対する人の正当な防衛の一環として取られた行動は、不正干渉とはみなされないものとする。ドーピング・コントロール・オフィサーまたはドーピング・コントロールに関わる他の人に対する攻撃的な行為であって、別途不正干渉を構成しない行為は、スポーツ団体の規律規則で取り扱われるものとする。]

Use	使用	いずれの禁止物質または禁止方法において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入しもしくは摂取することをいう。
WADA	WADA	世界アンチ・ドーピング機構をいう。
Without Prejudice Agreement	条件付合意	<p>規定 21.10.7.1.1 および 21.10.8.2 において、定められた時間内において、競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング機関に情報を提供することを認める、アンチ・ドーピング機関と競技者またはその他の人との間の書面による合意であって、以下の理解が規定されたものをいう。</p> <p>実質的な支援に関する合意または事案解決合意が成立に至らなかった場合には、アンチ・ドーピング機関は、この特別の設定の中で競技者またはその他の人から提供を受けた情報を、本規程に基づく結果管理手続で当該競技者またはその他の人の利益に反する方法で使用してはならず、また、競技者またはその他の人は、この特別の設定の中でアンチ・ドーピング機関から提供を受けた情報を、本規程に基づく結果管理手続で当該アンチ・ドーピング機関の利益に反する方法で使用してはならない。</p> <p>かかる合意は、アンチ・ドーピング機関、競技者またはその他の人が、かかる合意において記載される定められた時間外に情報源から収集された情報または証拠を使用することを妨げるものではない。</p>